

開催日時 令和6年1月12日（金）午前10時～12時

開催場所 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 研修室B

※高石委員はオンラインによる参加

出席委員 安部会長、加藤副会長、高石委員、清水委員、神林委員、尾崎委員、三瓶委員、下村委員、増田委員、奥村委員

事務局 子ども・若者部副参事（児童施策推進担当）

配布資料 ・議事次第

- ・資料1 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会（第2回）議事録案
- ・資料2 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（たたき台及び骨子案）
- ・資料3 ボール遊びができる公園一覧
- ・資料4 令和6年1月11日開催子ども・子育て会議子どもの権利部会資料抜粋

1. 開会

事務局：資料確認

2. 議題

（1）第2回検討会議事録の確認

事務局：第2回検討会議事録について、一部内容の補足や表記を統一する修正を行い、個人の特定につながる表現は削除したものを案として示している。問題なければ、第2回の議事録として確定したい。

（全員同意）

安部会長：それでは、議事録は資料1のとおり確定する。

（2）児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（たたき台及び骨子案）について

安部会長：大きく2つのテーマに分けて意見交換ができればと考えており、前半部分で子どもの居場所における現状と課題に関する議論として「はじめに」から「4 居場所の運営における現状と課題」まで、後半部分で現状と課題を受けての「5 今後の施策展開への提言」の2つに分けて議論したい。報告書はあくまで事務局からのたたき台なので、全体の構成を含めて議論したい。

①子どもの居場所における現状と課題のまとめについて

事務局：資料2の1ページ目では、今年4月に施行されたこども基本法や、国において「こどもの居場所づくりに関する指針」が昨年12月に閣議決定されたことなどを踏まえて、区として、子どもの権利を日常の場面において全ての子どもが実感できる「子どもの権利の拠点」をいかに充実させていくかが求められていること、そして、子どもの権利の拠点づくりを推進していくにあたり、世田谷区内の子どもの居場所が官民間わず共有すべき理念や取り組むべき内容をまとめ、（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）の策定に向け、提言を行うという本検討会の目的を表記している。

次の2ページ目では、「1 世田谷区におけるこれまでの取り組み」として、令和2年度から6年度までの4年間を計画期間とする「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」において、児童館について、地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、児童館の持つ地域関係者や活動団体、相談支援機関等との幅広いネットワークをさらに充実しながら、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を進め

てきていることを入れている。

3ページには、現状の児童館の課題について、民間の子どもの居場所が増えている中で児童館が持つスキルやネットワークを広げていくことが期待されていることや子どもの権利を実感できる居場所づくりに向けて、権利の周知啓発が必要であることなどを記載しているが、課題部分については改めて児童館職員とも意見交換をしながら内容について詰めていきたい。

続いて、4ページと5ページでは、「2 国や都、区における議論等の状況」として、第1回検討会でご説明したこれまでの議論の状況について触れている。説明については記載の通りだが1点だけ補足する。4ページの国の居場所づくり指針については、第1回検討会では概要版の資料を提供したが、本文には災害時における子どもの居場所づくりについて言及されており、能登半島地震を踏まえて追記した。

6ページでは「3 子どもが求める居場所について」、前回第2回検討会で報告した子どもを対象としたインターネット調査やインタビュー調査の結果を元に、(1)子どもを取り巻く状況と(2)子どもが居場所に求める要素の2つに分けてまとめている。(1)の子どもを取り巻く状況としては、塾や習い事などで忙しい子どもが多く、新たな居場所に行く時間的な余裕がないことや、行動範囲の中に他の居場所がないこと、居場所の情報を把握しづらい状況にあることのほか、インターネット空間を居場所と感じる割合が他の居場所と比べて相対的に高いことなども検討会での議論を踏まえ記載した。(2)の子どもが居場所に求める要素としては、前回の第2回検討会においてインタビュー調査のまとめとしてご説明した空間的要素、物的要素、人的要素の3つ要素に分類した内容について記載している。

続いて、7ページの「4 居場所の運営における現状と課題」ではこれまでの検討会での議論や子どもを対象とした各種調査の結果も踏まえながら、日々の子どもの居場所の運営や地域・地区で子どもの見守りを行う中で浮き彫りとなった現状や課題等について、大きく5つに分類してまとめている。①の「遊び場をはじめとした居場所の不足」では、インタビュー調査の結果を踏まえ、思い切り遊ぶことができるスペースの不足や中高生が利用しやすい時間まで開いている居場所が不足しているほか、居場所の情報が子ども自身に十分伝わっていないことについても挙げている。なお、居場所の情報に関連して、前回の検討会においてボール遊びができる公園の一覧について確認してほしい旨のご意見があり、資料3に一覧の資料を付けている。公園所管課に確認したところ、公表している公園については、500㎡以上のフェンス等で他の園地と区画した球戯広場となっており、その他の小さな公園については、条例上でボール遊びが禁止されている訳ではないが、個々の公園の状況やこれまでの事故の状況、近隣との調整等を踏まえて、個別にボール遊びができない旨を公園内の看板に示している状況であり、公表はしていないことを確認した。また、①の最後では、先日の能登半島地震や国の居場所づくり指針においても言及されていることを踏まえ、事務局からの提案になるが、災害時の子どもの居場所づくりについて検討を進めることの重要性を加えている。②の「子どもの声を反映する居場所運営」では、子どもを対象としたインタビュー調査結果を元に、子どもの声を聴くだけでなく、動いてくれる大人の存在が十分でない状況にあることや、子どもの声を聴き、共に考え、行動に移すことの意義や重要性についても、居場所間や居場所内のスタッフ間においても認識に差があることを課題として挙げている。

8ページに移って③「子どものニーズを捉えた環境づくり」では、中学生・高校生世代の声で、18時や19時で居場所が閉まってしまうのは早いといった声や、小学生においては、帰宅せずに放課後直接児童館に行きたいという声が挙がったこと。また、子どもの声で要望が高かった「食」や「家のようにゆっくりできるスペース」、「自習スペース」を含め、現時点で子どものニーズに居場所として十分に応えることができているかという点で様々な課題が残っていることを記載している。④の「居

場所間の連携について」では、子ども自身が居場所を選択できる環境づくりのために、居場所同士が連携を深め、顔の見える関係や互いに紹介し合える信頼関係を構築していく必要があることや、日常的に深いつながりを持って居場所の運営を行っている事例は少ない状況にあること、また、地域住民等が運営の主体となっている子ども食堂や学習支援団体などは、人員体制や財政的な面で外部との連携強化を自発的に行っていくことは難しい状況となっていることなどを挙げている。⑤の「居場所全体の質の向上」では、子どもの居場所の運営団体の中には、子どもの成長とともに、関わりや見守りの手法に悩み、スタッフの知識やスキルの向上が課題となっていることや、子どもの権利の拠点づくりの推進にあたって、各団体の理念や目的を尊重しつつも、子どもの権利を実感できる場としての居場所共通の理念の浸透やスタッフのスキルアップに取り組み、地域の居場所全体で質の向上を図っていく必要があるが、各居場所と連携して取り組んでいくための仕組みが整っていないこと。さらには、居場所共通の理念の浸透や子どもの権利の周知・啓発の取組みを地域・地区の子どもに関わる活動団体等に広く発信し、子ども自身が子どもの権利を実感できる空間を一層広げていくことが求められていることを記載している。

安部会長：これまでの居場所に関する現状と課題部分については、基本的にはこれまで1回目、2回目の検討会で議論してきたことをまとめている形になるため、1回目、2回目は拡散する形での議論だったが、今回からは収束する形での議論をしていきたいと思う。これまで議論してきたことの中で充分深められなかったことや、意見として出したのに反映されてないといったことを中心に構成とか記載内容等についてご意見があれば伺いたい。

奥村委員：2ページの図にスポーツ少年団は入っている？

事務局：スポーツ少年団は「習い事」に含めて考えていた。スポーツ少年団そのものを記載することはやぶさかではない。

奥村委員：ぜひ記載してほしい。条例や理念ができたときに自分事として伝えられる。また、大勢の子どもにとって、子どもの居場所のメインは家だと思うが、図に記載がないのが不自然に思った。

事務局：居場所について考えたときに、いる時間の長い家は当然子どもの居場所になる。ただ、身近な地区の子どもの見守りネットワークという位置づけの中に各家庭が入ると、位置づけが少し変わってくる部分がある。昨日の子どもの権利部会でも、大人が子どもの権利を理解して、家庭だけではなくて地域で大人が権利を保障していく社会にしていけないといけないという議論があり、保護者への普及啓発は重要だと思うが、図の中に家庭を入れるかどうかは議論が必要かと思う。

神林委員：4ページ目の④ふりかえるで、「効果的な指標は定まっておらず重要な検討課題」とあるが、効果的な指標をどう作るのかを今回の検討会で何か書くのか、来年度以降の場で話すのか？

8ページ目の③子どものニーズを捉えた環境づくりで、「様々な面で課題が残っている」とあるが、様々をもう少し具体的に記載すると良いのではないか。

3ページ目「児童館が中心となり、居場所同士の関係強化や子どもが居場所につながりやすくするための環境づくりが地域団体からも期待されている」とあるが、地域団体から期待という言葉聞いたことがなく、期待していくという方向性にまとめた記憶がなかったので、そうだったらいいと思う反面、期待という言葉で良いのか議論したい。また、過去に残っていたら、それを分かりやすく書いてあると良いと思った。

事務局：3点目の3ページについて、明確に期待という言葉はなかったと思うが、実際には人員面や財政面で民間の団体として難しいところがあるので、公の施設として児童館がいわゆる拠点として区が定めている以上はやってほしいというニュアンスの話は検討会の中でもあった。また、本検討会以外での意見交換の中でも、そういったご意見をいただいた。拡大解釈的なところもありつつ、期待という言葉を使った。文言については、ご意見いただいた内容を踏まえながら、言葉を選び肉付けするこ

とは検討したい。

次に4ページ目について、区としては子ども条例の改正に向けて議論しているが、居場所という言葉がクローズアップされている事実があり、区だけでなく国全体でそうなっている。区も例外ではなく、指標をどう定めるのか、どうモニタリングしていくのか、どう評価検証するのかは大きな課題として残る。ただ、今年度内に指標を検討してまとめるのは非常に難しいと思う。本検討会では、子ども計画に反映する答申をまとめたい。予算の問題等あるので明確に言えないが、今後もこのような形でいろいろな居場所の方に集まっていただく会議を継続させて、その中で指標やモニタリングができれば良いのではないかと考えているが、今年度の検討会の中で指標までを全てまとめていくことは難しいと思っている。

最後に8ページについて、開館時間の問題や食が効果的に使えていない等の課題を肉付けすることで、解消されると思う。

安部会長：3ページの期待について、1回目の議事録を読んでいただければ分かると思うが、毎回皆さんに児童館に期待することは何かと聞き、それに対する答えとして皆さんからコメントが出ている。地域団体から期待されていることというの、議事録を根拠にして、皆さんからのコメントをそのまま入れていければ良いのではないかと。また、児童館職員にも考えてもらいたい。

4ページの効果的な指標について、例えば来る子どもの数で評価してしまうと、プレーパークは大事な場所なのに人数で見ると少ないになってしまう。何をもちょう効果的とするのかは子どもの権利をベースにして議論すべきことなので、次の検討会に引き継ぐ形でこれ以上は踏み込めないかなと感じている。

②今後の施策展開への提言について

安部会長：今から時間をとって議論していきたいと思う。(1)子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みについてに関して40分ぐらい、(2)児童館の役割について40分ぐらいで、最後に全体として言い残したことがあれば伺いたい。

事務局：9ページ「5 今後の施策展開への提言」について、(1)の子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みと、(2)の児童館の役割についての2つに分け、これまでの検討会で出てきたキーワードを分類し骨子としてまとめており、具体的な提言に向けた意見交換ができればと考えている。キーワードの下のカッコ書き表記については、議論しやすいよう事務局としての例示として挙げている。

(1)の「子どもの権利の拠点づくりに向けた取組み」では、①で「居場所の共通理念」、「理念の共有」、「居場所全体の質の向上」といったキーワードに加え、前回第2回検討会において「子どもの権利を基盤とした運営がどういったものかガイドラインや行動規範などで具体的に提示していかなければならない」旨のご意見をいただいたことを踏まえ、ガイドラインの土台になるような居場所共通の理念はぜひ検討会の中でまとめていきたいと考えており、共通理念のたたき台を作成し表記している。事務局として、たたき台の作成にあたっては子どもの権利条約の4つの一般原則と言われる「意見表明権」、「最善の利益」、「生きる・育つ権利」、「差別禁止」のほか、子ども参加や居場所同士の連携、児童館が持つファシリテーションスキルの横展開など検討会での議論を踏まえて、5つの項目の理念をたたき台として作成している。②では、「居場所間の連携」、「顔の見える関係」、「子どもが安心して居場所を選択できる環境」、③では、「子どもの権利の理解」、「スタッフのスキルアップ」、「居場所の質の向上」、「居場所としてのインターネット空間に対するニーズの高まり」、④では、「評価・検証・振り返り」と「好事例等の横展開」を挙げさせている。また、⑤については、これまで議論としてなかった内容であり、事務局からの提案でカッコ書きとしているが、能登半島地震を踏まえ、災害時における子どもの居場所づくりに関する検討についても加えている。

(2)の「児童館の役割について」では、①で、「公立児童館の責務として、連携強化を主体的に図る」というワードとともに、コーディネーターができるスタッフの配置とカッコ書きで表記しているが、区では一部児童館に居場所間の連携強化に向けたコーディネーターを設置しモデル事業を4月より展開できるよう現在先行して準備を進めている。②では、「子どもの権利の理解・啓発」、「スタッフの理解の差、スキルアップ・共有」、③では、「子どもが安心して居場所を選択できる環境」、「地域・地区の居場所のサポート」、④では、「居場所情報の把握(子どもと大人の双方)」、「子どもが安心して居場所を選択できる環境」、⑤では、「スタッフの理解の差、スキルアップ」、「居場所全体の質の向上」、「ふりかえり」といったキーワードを挙げ、具体的には行動規範や指針といった文言を入れている。

最後に、資料4は昨日開催された子ども・子育て会議の子どもの権利部会において検討されている世田谷区子ども条例の改正に関する資料を一部抜粋した。条例改正の検討の中では、新たに子どもの居場所について規定する方向で議論が進められており、検討の中では資料の下部分にあるように当検討会での議論を踏まえて進められる予定となっている。提言にあたってはこの点についてもご承知おきいただきたい。

安部会長：事務局からキーワードが出されているが、足りないワードや提言内容について意見交換したい。

神林委員：(1)子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みに記載のある内容は、(2)児童館の役割についても同じように扱われるのか？(1)と(2)は全く別物として見るのか？

事務局：(1)と(2)に分けて書いたが、似たようなキーワードが並んだ。ただ、子どもの権利の拠点である児童館という位置づけでもあるし、責務を果たさなければいけない公設の児童館という位置づけでもあるので、(1)が包含される形で(2)に出てくる。全く別物の扱いにはならないと考えている。児童館としてやっていくべきことが(2)に出てくるので、最終的な表記の仕方については児童館に特化したものだけを(2)に残す方法もあるが、意見交換をするために双方にキーワードが並んでいる。

安部会長：(1)が児童館行政で、(2)が児童館ではない？行政として取り組むことが(1)ではないか？

事務局：区として取り組むべきこともあると思っているが、例えば共通理念の共有のように各団体の皆さんとやっていくことも記載する。

安部会長：(1)は全体にかかわる大きな内容で、(2)は児童館に特化した内容になる。できるだけ(1)に色々な視点からご意見いただきたい。

神林委員：今後の施策展開とあるので、行政の施策についての内容になるのではないかと。居場所の共通理念と記載した場合、行政の施策としての理念をどう支援するのかという話になるのか？行政の施策ではないが、理念のような考え方が必要という話になるのか？

事務局：行政の予算に絡むことが多く、例えば民間団体への支援となると、元となる予算としてどう取っていくのかという意味で言うと行政としての内容がほとんどになるかと思う。

施策展開というと行政にかなり特化した部分になるかと思うので、子どもの権利の拠点づくりに向けた提言という広くイメージしてもらえると整理しやすくなるのではないかと。その中で児童館として主体的にやっていくにはどうしたら良いかという内容を(2)として作成させていただいた。

安部会長：施策展開にかかわらず子どもの権利の拠点づくりに重要なキーワードを出していきながら(1)を進めていく。神林委員は能登半島に行かれたと聞いているがどうだったか？

神林委員：東日本大震災以降、災害があるたびに団体として災害支援に取り組んでいるが、1月6日からセーブ・ザ・チルドレンと私が所属する宮城県プレーワーカーズで七尾や能登に入って、子どもの遊び場づくりを進めている。現地の子どもの遊び場のニーズは子どもや親からすると相当高い。ただ、東日本大震災でも同じだったが、全体のニーズでは圧倒的に優先順位が低い。衣食住の優先順位が高く、死んでしまうかもしれないという状況の中で「子どもの遊びなんて」という風に見られがち。団体の活動

としては東日本大震災や阪神・淡路大震災、中越地震の際も活動してきているが、ただ、子どもにとって遊ぶことは生きていくことだったりするので、遊びが止められてしまうものすごく心の傷が残ってしまうと考えている。実際に東日本大震災のときに幼稚園生、小学生だった子どもが20代、30代になって上手いかなかったり、自分の命を絶ってしまうことが5年、10年経って実際に起きている。緊急時の避難所だからこそ、やれる範囲で良いので子どもにとって楽しい時間を確保することは子どもの権利でも必要なこと。避難所の大きさによっても折り合いがつかないこともあるが、平時から何か起きたときに子どものケアが必要という活動をしておかないと、何か起きたときに薄れて全て無くなってしまう。区でも平時から何か起きたときに、乳幼児であれば親のケアもそうだが、乳幼児であろうが小学生であろうが、子どもの心のケアが必要ということを考えていくことが大事だと感じる。

安部会長：神林委員の報告を受けて（1）⑤災害時における子どもの居場所づくりに関する検討は、やはり入れておかなければいけないと感じた。また、提言の中に遊ぶ権利が出てきていないので、遊ぶというワードを入れていきたい。

加藤副会長：神林委員の報告で、子どもたちのニーズが多様で、権利として実現していくという意味での権利も多様にあると思う。今回の骨子案の前半では居場所を中心軸にしてまとめられている。子どもたちのアンケート調査からも居場所がとても重要なものとして出てきているので、居場所の機能を高めることで様々な子どもの権利を実現し推進していくという方向性だと思う。世田谷区全体の施策の中でどう位置づけるのかということも関わってくると思うが、都道府県や市区町村によって児童館の設置に偏りがあることは聞いていて、世田谷区は相当程度、数的にも歴史的にもこれまでの支援の成果としてもとても充実している。居場所の機能を軸に考えていくわけだが、居場所の中の機能強化を図ることによって遊びの権利や意見表明権等の権利を実現していくのか、居場所を軸にしつつも児童館の機能を多様化させていくことで子どもの権利の実現を強化していくのかというのも一つある。子どもの居場所機能を多元化して充実させていくことが中心だと思うが、例えば社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会ではソーシャルワーク機能が出てくる。あるいは障害のある子どもたちのインクルージョンやダイバーシティをいかに推進していくのか。本検討会の議論にも出てきた権利学習を強化していく機能等の色々な機能がもしかしたら児童館にはこれから求められていくのかもしれないことを考えると、居場所の機能を発揮することによって様々な子どもの権利の実現を目指す方向に持っていくのが提言に関わってくる。区における子ども若者政策や体制の中で児童館をどう位置づけていくのが前提として出てくるのかもしれないが、四者連携や地域包括ケアの一翼を担っていくことも児童館に求められてきていて、たくさんの課題を抱えている家族に対して四者連携の中で児童館はどう関わっていくのか、居場所を作り上げていくときに場を充実させていくのか地域に出ていくアウトリーチの機能も児童館に求めていくのか。前半に説明してもらった2ページ目にある、児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくりの拠点、さらに地域関係者や活動団体とのネットワーク機能、子ども家庭支援センターとの連携を通して虐待等の予防を図っていく機能や相談支援機能を今まで果たしてきた。3ページ目の課題にも居場所同士の関係強化の働きや環境づくり機能、ファシリテーション機能を明確に位置づけていくことによる子どもの権利の実現も大事だと思う。今回は居場所機能を充実させながら子どもの権利を保障していくのか、そのあたりをどう整理して9ページの提言に位置づけていくのか。

事務局：児童館の機能という児童館に特化した話では、児童館には4つの機能があり、遊びや相談支援機能、地域資源開発機能等をまとめていて、現在の子ども計画にも記載してある。今回の検討会では、居場所機能にフォーカスした形で、児童館だけで全てできるわけではなく居場所は児童館だけではないことを理解したうえで、どう地域の中で子どもたちの居場所を作っていくのか。居場所が子どもの権利

の拠点となるべきであって、拠点となるにはどうしていったら良いのかを報告書で提言できればと思う。今の児童館の機能のことだけで書くことはどこかで必要かと思うが、子ども計画全体の中で児童館の位置づけをどうまとめていくかになるので、今回の報告書では居場所に軸を置いてどう提言していくのかという方向性でいきたい。

安部会長：社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会の報告書の関連で、児童館のソーシャルワーク機能や相談機能が明記されている。これらは全く新しい機能というわけではない。これまで、多くの児童館は遊びを通して子どもの行動の背景にある問題に気づき、子どもと一緒に考えるという実践を積み重ねてきている。ただ、それは相談として位置づけられていないので、子どもの権利の視点から捉え直すことが必要と感じる。多機能化を目指すのではなく、今の児童館の機能強化と地域との連携が骨子に組み込まれていると私自身見ている。

清水委員：児童館で仕事をしている側からすると、自分たちの仕事はすでにかなり多様化している中で、明確に機能として十分に自分たち自身でも整理しきれていない。日々楽しいが大変な思いをしている中で整理して機能として打ち出していくことがずっとできていない。今後の施策展開として（１）に大事なあるべき姿があって、（２）に児童館がどんな役割を果たせば良いのかという形で記載されているが、どうしても児童館がどうやっていけば良いかを先に考えてしまう。機能を明文化できていないというところでは、指針や指標、これから出てくる行動規範のようなものをきちんと作って児童館としての責任と目指すべき姿を明確にしていく。それをただ実現するだけの人的課題として、職員を育成して子どもに携わる仕事をする使命感を高めていくためのゆとりが正直無い。ただ、その自分たちの使命を果たしていくための使命感を高めていくための継承や学びは確実に必要なわけで、それをやっていかないと子どもの権利の実現にはならない。ただ、児童館の場合、子ども達から何か発信があってもなくてもこちらが感じなければいけない部分もありますけれど、「何かあった時にはちゃんと頼ってね。」「耳を傾けるけど、それだけじゃなくて一緒に考えるし、一緒に行動するよ。」という珍しい大人と子どもの信頼関係を遊びの中から初めて作っていけるという児童館には大きな良さがあるので、それをとっかかりに色々な機能を果たしていけるようにしたい。

コロナ禍で学校にも行けず児童館も閉館して遊ぶことどころか集まることもできない状況に陥ったが、災害時にはもっとヘビーな形で突然起きるので、子どもにとって遊ぶことは息をすることと同じなので、遊びができなくなる状況が起きたときにいかに災害時に児童館の機能を早めに機能回復して子どもたちが生きていける環境に早く戻していけるのかということを感じている。

安部会長：今、清水委員がおっしゃっていただいたことに２点大事な点があると思う。１点目は⑤の災害時における子どもの居場所づくりに関する検討においてBCPが必要。特に子どもの居場所のBCPという視点で考えていく必要があると思う。

それから、職員の育成の話が出たと思うが、子どもの居場所にかかわる大人は一般の大人と違うと思いつながりながら聞いていた。やはり（１）①居場所の共通理念が非常に重要かと思う。理念を共有している人たちが子どもを支えるわけだが、共通理念にある項目についても追加項目など議論したい。

三瓶委員：外遊びを入れてほしい。軽視されがちだが、外は大切な場所だと思っている。

安部会長：私自身、災害時の遊びの研究しているが、災害があると遊びが全くできなくなる。その視点は本当に大事だと思う。外遊びあるいは外遊びの環境というのはとても大事な視点と思う。

下村委員：子どもと一緒に作るスタンスが大事だと思っている。特に小学生以下にとっては、遊びという言葉も居場所の中に入ってきていいのだろうと思う。

安部会長：中高生世代にとってはどうか？

下村委員：先日、児童館のネットワークで全国の児童館が子どもたちの声を集めたときに、その分析を八王子の児童館の中学生がやった。小学校低学年が圧倒的に児童館に多く来ていて、子どもたちから出てくる

夢や願いは遊ぶことが多いが、中高生になると意外と減る。遊びが多様化して、中高生にとってはおしゃべりすることが遊びかもしれないし、一緒にいるだけでも遊びかもしれない。大人から見たときに遊びに見えるかどうかは別の話だと思う。

安部会長：今の指摘はとても大事な気がする。大人から見たら無駄に見えるようなことでも、子どもの育ちにとっては大事なことたくさんあり、遊びっていうものをどう捉えるかということ。遊びの豊かさみたいなものが入り込むといいかなと思った。

増田委員：児童館は地域との関わりを大切にしている。児童館が地域に求めていることは、特別なスキルを持った人でなくとも、子育て経験・人生経験のある様々な世代の人に関わってもらう事で、児童館を利用している子育て中の若いママ達の一助になったり、若い児童館職員のスキルアップの助けになる事を求めているのではないかと思うし、そうであれば地域で助け合っていけると思う。スキルアップとの考えの中に経験という事も踏まえて頂けたらと思う。

また、地域としては、中学生を防災の重要な担い手と期待している。防災訓練の際もボランティアとして参加してくれる。遊びも重要だが、人の役にたつこと、やる気などが居場所に繋がる事を期待する。

子どもの居場所になってしまっているト一横や一時保護所では、ト一横から子どもを引き上げて元に戻ってしまったり一時保護所で良い状態になってもまた戻ってしまったりする人が多い。大きな意味で言えば、刑務所では再犯者が多い。もっと健全な明るいところが多くの子どもの居場所になるよう願う。

安部会長：今まさにおっしゃっていただいたことは非常に大事な点と思う。特に③に関して子どもの権利の理解というところがあるが、これに関して児童館で子育てをしている方たちとか、卒園された方たちの経験もここに踏まえることで、子どもの権利の裾野を広げるようなことが地域にできたらいいと思った。それから、色々な経験をしている子ども達に居場所の門戸を広げることと理解したが、そういう子たちしか来れませんよではなくて、門戸を広げて、子どもとともに居場所を作っていくようなところが大事なのかなと思った。

尾崎委員：4 ページ目に「こどもまんなか」と出てくるが、子ども食堂の皆さんは子どもを中心としてこどもまんなかで考えて支援をしている。理念の中に子どもを中心にやっていくことを前面に出して、「こどもまんなか」をどこかに入れても良いのではないかと思う。また、子ども食堂に来ている子どもの中には、声にならない、言葉にできない声に寄り沿ってというところでは、子ども食堂に来てる子たちの中に支援が必要なお子さんがいて、ヤングケアラーのお子さんもいるが、日常的に当たり前のこととして過ごしている。子ども食堂のスタッフが大変なことだと話しても、本人にとっては日常なので大人に支援を求めて良いのかすら分からない子どももいる。子どもの支援をしたいという地域の人や団体が、それぞれが子どもの発言に耳を傾けることができるように、社協でもスキルアップの研修を実施しているが、アンテナが立たないと気づけない。自分にアンテナが立たなくても、近くの児童館に行って職員に相談できるような、児童館に地域の居場所づくりの人からの相談窓口があると良いと思うので、コーディネート機能ができることは嬉しい。

災害時もだが、普段から衣食住は子どもにとって大事で、子ども食堂は食しかやっていないように思われるが、洋服や靴を買えない家庭も多いので、最近は様々な子どもたちの支援をしていく中でそういったことが発信できる場やお金も必要だと思っている。区でも支援してもらえたらと思う。なので、「こどもまんなか」という言葉をどこかに入れていただきたいと思う。

安部会長：こども家庭審議会の居場所部会で、「こどもまんなか」は分かりづらく、何を指すのかと質問したところ「こどもの権利を基盤とした」と同義だという回答だった。つまり、「こどもの居場所づくりに関する指針」では、子どもの権利を基盤とした居場所を文言として出している。「こどもまんなか」と「こ

どもの権利を基盤とした」は同じ意味ということを確認したうえで、報告書ができて、広く普及していくにあたり「こどもまんなか」のほうが分かりやすければ使っても良いかと思った。

高石委員：下村委員からもあったように、子どもと一緒に決めたり作っていったりする参加の考え方を入れても良いのではないかと思った。

加藤副会長：居場所の共通理念について、尾崎委員からもあったように、子どもたちにとって居場所は SOS を発することができたり、敷居が低い居場所になることによって、悩み事や SOS を自然と出せる場になることが大事だと思っている。そして何らかの対応に繋げていけるようにする。また、個人として個を尊重される。差別されない、表現の自由に関わると思うが、一人ひとり個人として尊重されることが大事。あとは、さまざまな声を聞き、寄り添ってもらおうことを居場所で経験することで、子どもの権利をいつの間にか自然に学べることも必要と思った。

安部会長：子どもの権利をいつの間にか学べているっていうのがいいと思う。子どもの権利をここでは行使できる、実感できる場所であるというのはとても大事と思った。

神林委員：5（1）①について、上から3つ目「子どもにとって何が一番良いか考える」は難しい。何が一番良いかの主観は大人になる。「今よりもより良い」や「最善」のような言葉に変えたほうが良いのではないか。

また、1つ目に「子どもと共に居場所をつくる」とあるので、4つ目の「場を提供する」は重複になる。「場を目指す」というような言葉に変えたほうが良いのではないか。安心・安全は提供できず、子どもが安心・安全と思えるかどうかの話になる。5つ目の「環境を提供する」も子ども自身が居場所を選択できる環境は提供できないので「環境を目指す」のように変えて、1つ目の「子どもと共に居場所をつくる」とセットだろうと思う。

5（1）④について、（2）児童館の役割にも同じように書いても良いのではないかと強く思う。児童館によって、例えば禁止看板が子どもに伝わりやすい書き方になっている。良い事例が情報伝達されていないことが分かってきているので、好事例をお互いに伝え合う。安部会長からもあったが、新しい何かをではなく、すでにやっているのだからそれを共有していくのが大きい。

（1）はどちらかと言うと児童館ではない居場所だとすると、おそらく民間団体も含まれていると思うが、補助金をもらったり区と随意契約したりしている居場所が評価・検証されることはかなりハードルが高い。50万円とか100万円で事業を頑張っている中で評価・検証されるプレッシャーと戦いながらやる。評価・検証はどの程度のレベルでやる必要があるのかは課題として残したほうが良いと思う。あわせて、児童館はなぜ評価・検証されないのか。特に評価されるべきは子どもたちから評価されるべきなので、直営だからこその子どもたちから評価・検証されるスキームや文化があっても良いのではないか。それが子どもと共にすることだと思う。

5（1）⑤について、多機能化してなんでも児童館職員がやれば良いとは思っていない。もっと子どもと遊んで欲しいと思う。民間からするとあまりにも仕事が膨大で、結局子どもと遊べないのは本末転倒ではないかと思う。同時に、直営なので児童館職員の責務は結構なものがあるだろうと思う。もし災害があったとき、児童館職員は各地域の子どもの居場所づくりに適任だと思う。ただ児童館は狭いので、公園や校庭等で子どもの遊び場が開かれる可能性が高いと思う。各地域の児童館職員が遊び場のコーディネートをしていく覚悟は今のうちから持っておいたほうが良いと思う。まずは各地域の児童館が何か起こったときにコーディネートする可能性があることを話し合いができればと思う。短い時間で⑤を話すのは無理があるので、地域連携が鍵だと思う。（2）①にはコーディネートできるスタッフと書いてあるが、地域間のコーディネートを含むと思うので、普段から児童館の中にコーディネーターがいると地域連携できないため、いかにアウトリーチすることがメインになるのか、そもそも拠点として児童館にいたることが必要なのか、例えばプレーパークや子ども食堂等にどれだけ出入

りしているのかが、⑤災害時に直結すると思っている。コーディネートできるスタッフを新しく作るときに、一年目は自由にして、地域の人たちと交流してもらえるコーディネーターになったら良いと思う。

安部会長：④の評価・検証に関しては、課題のところに回すというのは確かにありかなと思った。⑤の災害時に関して、これも課題にしてもいいかなと思いつつ、ただ、災害が起こらないと検討しない。災害が無い時は、子どもの居場所が必要だって何度言っても「それは必要か？」ということと言われる。検討するのは今しかないと思う。そこで、できるだけここで検討した上で、引き続き立ち上がるかもしれない評価・検証のための検討会に引き取ってもらうような形がいいと思う。ところで、(1)①共通理念は、大人が主語でいいのか。子どもを主語にしなくてもいいのか。

清水委員：大人が持つべき共通理念は、子どもが選んでいる全ての居場所で、子ども一人ひとりが人として尊重されて育つことができることが共通理念だと思うし、その理念を実現していくために子どもの声を聴くといった具体例が示されていると思っている。大元になる理念を明確に検討して、大人の責任として示して、声にならない、言葉にできない声のところを子どもの視点でもう一回練り直せたら良いかと思う。

安部会長：2018年の児童館ガイドラインが大人の支援者側がどういう姿勢であるべきかというのを書いているが、施設の基本特性のところ子どもを主語にして、「子どもが自らの意思で一人でも利用することができる、子どもが遊ぶことができる、子どもが安心してくつろぐことができる」という書き方をしている。清水委員のとおり大人の責務として書く部分も当然あるが、子どもがこれをできるとしていくと子どもまんなかが分かりやすく伝わるかと思う。

下村委員：子どもたちのアンケートを見ると、自由度が高いということが書かれていて、そういうニーズがあるのであれば居場所の共通理念も子どもと一緒に作ることに絡んでくると思うが、自由度の高さを居場所の人たちが共通理解として持っているべきだということ子どもたちの声を拾って入れると良いのではないか。

全体的に、拠点という言葉が難しいとされていて、市民活動をしていると活動のときは良い活動をしていても、場を持った途端に活動がその場を守るようになっていってしまう。児童館を館長として運営したこともあるが、館を充実させることが最優先になってしまう。拠点であることと相反する部分がある。施設側としては、その施設に子どもたちに来て欲しいし、色々な体験をしてほしいと思うが、拠点になると考えたらその施設に来てもらうことを目的にしてはいけない。子どもたちにそれぞれの居場所があってそこで色々体験できるようにしていくという意味で相反する部分がある。コーディネーターの立ち位置が相反することなので、特化したコーディネーターがいたほうが児童館側の事情と地域で拠点としてやっていく事情の議論ができるのではないかと思った。

事務局：拠点という言葉は難しい。2ページの図にも出てくる子どもの居場所という言葉は、子どもの目線で見るとき、大人の目線で見るとき、地域が目線で見るとき、さまざまな見方があって、同じ居場所という言葉を使ったとしても全く違うイメージを持たれる難しい言葉である。議論を深めていくためには、フォーカスして議論していかないといけない。そのために、子どもの見守りネットワークの拠点としてそれぞれの団体や施設を定めながら、議論を深めてきた経緯がある。評価・検証する中でどう考えていくべきなのか、どうすり合わせていくのかを検討していかないといけないと思った。

神林委員からコーディネーターの地域連携という話があったが、区として覚悟を持ってまさに相反する形で、名称は仮称ではあるがコーディネーター事業をやりたいと考えている。コーディネーターについては、来ている子どもに寄り添っていくカウンターのようにやっていく施設運営ではなく、外に出ていくことを考えている。児童館では遊びを通して信頼関係を築いていくので、信頼関係があるからこそ子どもたちも声にならない声を上げてくれることがある。今までの積み上げの中で評価さ

れるべきところだと思っている。そういったことを大事にすると、常に外に出続けることも違うところがあって、バランスをとっていかないといけないが、仕事は増える一方、人員は増えずなかなか時間が無い。子どもと遊ぶ時間を持っていないという声を児童館から聞いているので、今回モデル事業として考えているのは新たに職員を配置する方向で考えている。渉外担当として外に出て行って、子どもたちに児童館へ来てもらうきっかけにもなるし、児童館に来ている子どもたちを顔の見える関係になっている居場所に繋いでいき、それぞれの子どもたちにフィットする場所に同行支援する。相反するものを児童館で共存させようとしている難しいミッションではあるが、新たなチャレンジをしたいと思っている。まだ正式に決定ではないが、今後調整がつけば外部にも出していきたいと考えている。

安部会長：コーディネーターができる人材を考えたときに、色々な会議に出るイメージがあるが、そうではなく移動児童館のようにアウトリーチしながら、遊びを通して人と人を繋ぐ役割かと思う。児童館職員に新たな負荷がかかるのではなく、本来やっている遊びを通して地域の人たちを繋いでいくイメージを持ってもらうと良いのではないか。そうすることで尾崎委員からあったアンテナ、視点を持った人と繋がることで、子どもが困っていること背景が見える等、見え方が変わってくることもあるかと思う。

三瓶委員：児童館職員にかかっている負荷を軽減するために、渉外や連携の部分をコーディネーターが担うとなると、児童館内のことを分かって子どもとの信頼関係が無い人が外に出て行くことで大人との連携はできるが、子どもの連携はできるのだろうか疑問に感じた。地域子育て支援コーディネーターがひろばの拠点に必ずいるが、自分たちの拠点だけではなく地域を包括することになっているので、自分たちの拠点を紹介するのではなく、住んでいる人の地域の資源を紹介して繋ぐことが仕事になっている。そうすると、複数人いないと厳しいと思う。情報共有が必要だし、代理の人がいないのは大変。一人だと外に出て行っている間に電話がきても取れなかったり、報告書作成等の事務量が増えたりする。コーディネーターは人を固定したほうが良いのか、ローテーションにしたほうが良いのかは現場によく聞いて現場がやりやすい方法で支障が無いように、児童館職員とコーディネーターの間に摩擦が起きないようにしてほしい。大人が苦しくなると子どもが苦しくなるので、支援者が苦しならない方法を見出してほしい。

5(1)①の最後の点について、子どもの居場所を限定しないで欲しいと思っている。不登校の子どもが増えていて、インクルーシブの子どももそうだが、決められたところにしか行けないのは子どもにとって良いことなのだろうかと思っている。前面に出して欲しい。

事務局：複数人の居場所のコーディネーターを行う職員が児童館にいて、例えば各児童館に一人配置されるという話が出てくるかもしれないが、まずはモデル事業としてやってみて評価・検証しながら良い形を模索していきたい。児童館職員に対してコーディネーターの説明会をやったときに、コーディネーターだけが大変なのではなく送り出す児童館も頑張らないといけないという意見が出た。コーディネーターに関してはこれから児童館職員とも話しながら検討して、やりながら変えていかないといけない部分もある。関係する居場所の方々にもご意見をいただきながら積み上げていきたい。

安部会長：コーディネーターは平時だけではなく緊急時にも非常に重要な役割を担うのではないかと思う。東日本大震災や西日本豪雨において被害が局地的だった時に、移動児童館等で普段連携している児童館同士が遊び支援にまわることで子どもたちの回復が促された事例がいくつもある。児童館にとって外に出ていき連携していくことは容易いことではないが、価値があるだろうと続けていたものが緊急時に活きた。いいタイミングなのでぜひ検討してほしい。

居場所を限定しないことは本当に大事で、子どもたちが選べると良いと思う。せたホッとで相談をしてくれる子どもたちが遠くから電話をかけてきた場合は、私たちが出向いていくが、相談場所として近くの児童館はどうかと聞くと、いつも行っている児童館で安心するから児童館が良いと言う子どももいれば、いつも行っている児童館だから知られたくないと言う子どももいる。そうすると別の場所

があることが大事なので、選べることは子どもにとって重要だと感じる。

安部会長：(2) ⑤の児童館職員の行動規範の策定についてはいかがか？

加藤副会長：区の福祉関係の研修は二つあり、一つは福祉人材育成センターに拠点があるところで、高齢、障害、子どもがひろばだけになっている。もう一つが乳幼児センターで保育所、幼稚園、こども園になっている。学齢期の子どもたちのために仕事している方に対する研修の場が無いのではないかと考えているが、どういう体制になっているのか？

清水委員：児童館に特化して答えると、研修委員会という組織があり研修を受けるべき自分たち自身が、自分たちにとって必要な研修を計画して、講師の先生や有識者の方をお招きして研修を受けられる。対象者を経験年数や職層に絞る場合や、希望する職員に幅広く受けられるようにする場合がある。研修での学びが児童館の仕事の共通理解に繋がっている実感がある。

加藤副会長：学童はなく、児童館のみ？

清水委員：児童館と新BOPの職員。研修によっては青少年交流センターの方にも参加してもらおう。

安部会長：子ども食堂の皆さんから、研修の希望はあるか？

尾崎委員：子ども食堂の研修は社協が年2回実施している。次回は初めてスクールソーシャルワーカーに来てもらう。今まで子ども食堂では福祉のことをよく勉強していたが、教育委員会との繋がりはなかった。子どもは学校との関わりが一番大きいので、初めてスクールソーシャルワーカーに来てもらい虐待防止などのスキルアップ研修はその都度やっている。どういことを学びたいか意見を聞きながらやっているが、研修計画を立ててるわけではないので、これで本当に良いのか社協でも分からない。

安部会長：行動規範はあるか？

尾崎委員：子ども食堂は社協に登録しているわけではなく、任意団体として動いているので、決まりはない。ただ、子ども食堂の定義のようなものはあるが、それ以外は行動規範のようなものはない。作ってしまうと、今は自由にやっていて子どもたちが行ける場所を選べるが、行動規範を決めると広がりが無くなってしまう。個人情報取り扱い等ある程度の決まりは伝える。大人の行動規範は欲しいと思うが、今まで作ったことがないので、これから必要かと思う。

安部会長：児童館には行動規範があるのか？

清水委員：行動規範がないので、OJTや先ほどの研修を通して積み上げていく。前回、話題になったように児童館職員の人権意識やそれに伴う行動力等で、属人的なところで止まっているのではという指摘に繋がるとあると思う。

下村委員：法人としての行動規範はある。ボランティアや大学生のインターンで入ってもらうときは、守って欲しいことを渡している。研修については、ユースワーカーは日本では馴染みがなく、何を学んで質を向上していけば良いのか明確になっていないところもある。各センターが地域の方と有識者に入ってもらって運営委員会を持っているので、3センターが集まって職員研修で入れる項目を聞いて、取りまとめているところ。

安部会長：アップスの行動規範を公開しても良ければ、次回共有してほしい。

神林委員：プレーワーカーズではセーフガーディングに近いものを持っている。個別に連絡を取らない、二人きりにならない、求められてもないのに手伝わない等を指針として、指針とセーフガーディングがミックスされたものを作っている。

安部会長：差し支えなければ共有してほしい。

神林委員：児童館職員の行動規範について、児童館に限らなければいけないと思っているのが、民間団体でも権利違反をしているように感じる団体がたくさんある。尾崎委員からあったように、設定しすぎるとできなくなる団体や言葉一つでハレーションを生むこともあると思うが、今回を機に作れる範囲で作っていくことは必要だと思う。災害時にもそのまま使えると思う。規範を設定するだけで、二次的な

犯罪を防げることもある。同時に、地域の良さが失われることは避けたい。

安部会長：子ども食堂には食品の安全や衛生管理に関してはあると思うが、行動規範があるのは同じことだと思う。特別なことではないと思う。

清水委員：新 BOP には放課後児童健全育成のための運営方針があり、職員が意識すべきことが示されている。また、新 BOP を運営していくための運営マニュアルもある。それに基づいて、初めての運営補助員やボランティアの方には、規範の中でやってもらうことを伝える。ただ、児童館の職員に特化したものが抜けており、伝承や日々の学びに頼っている状態。

奥村委員：5（1）①の理念について「声にならない、言葉にできない声にも寄り添う」ときに、間違っただけで受け止めないように対話をする。質問ばかりだと追い詰めそうだが、分かったような気になって勝手に受け止めないように。

2 ページ目の図に家庭が入っていないので、家庭の中は自己責任のようなニュアンスを感じる。家庭はどこに位置づけなのか知りたい。

乳幼児がいると、児童館一つを調べるのも大変なので、マイページがあると良い。どこで子ども食堂がやっているのか、児童館でどんなことをするのかをまずは拾える。

児童館に行っている子どもは子どもたちの中で一部だが、児童館が拠点となって中心で引っ張っていくようになった経緯や理由を知りたい。少数の人だけが関わっている児童館が拠点と言われると関係ないように感じる。

安部会長：児童館を取り上げている理由について、家庭が第一の居場所、学校が第二の居場所となっていて、今ここでは第三の居場所を議論している。第三の居場所を考えたときに、児童館を利用している子どもの数は他の施設に比べると多い。児童福祉法に基づいた児童厚生施設が公の施設として児童館があって、世田谷区は他自治体よりも多く、しかも直営で運営している。区内には色々な居場所があるが、公的な施設で一定数の子どもたちが行く家庭でも学校でもない居場所で一番に来るのは児童館という位置づけである。

奥村委員：職員の行動規範について、地域の中では経験を重ねられない。少し前は親と子が過半数いたが、今は親と子以外の人がたくさんいる。コロナで関わりが無くなり、全く子どもと接する経験のない大人がたくさんいる。地域住民がどう支えていくかとなったときに、行動規範と聞くと引いてしまう。経験がないが経験を積める場所や、子どもへの声掛けのマニュアルや研修ができれば良いのではないかな。

安部会長：全くの専門職でない地域の人たちに関わってもらう入口としてすごくいいアイデアだなと思う。先程、奥村委員がおっしゃった家庭が入ってない理由とかについては、次回回答をするという形で引き取りたいと思う。

神林委員：子どもたちにヒアリングしたときに、声を聞いてくれないという意見に尽きる。ご飯を食べる場所やボール遊びができない場所などの禁止事項の紙を子どもと一緒に考えて作るのではなく、大人側からのメッセージになっている。しかもそれに背景がない。行動規範に子どもの声を聴き、子どもに分かるようにフィードバックする等が落ちている。できる職員がいる児童館だけがやるのはおかしい。行動規範として全館共通で、子どもの声を聴いて共に作り、フィードバックを子どもが分かる声で伝えることを載せないといけないと思う。行動規範はアクションの部分だけではなく、考え方も含めて子どもの権利を大切にしようというマイルドな話ではなく、言語化して落とし込んでいく。言語化することと、整理する作業はやれると良いと思う。

事務局：次回第4回目は、2月16日（金）10時から保健医療福祉総合プラザで開催する。第4回は、本日の議論を踏まえて報告書の素案を事務局側において作成するので意見交換したい。また、本日の議事録を事務局にて作成するので確認をお願いしたい。

以上

(令和6年2月16日時点)

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書
(素案)

令和6年(2024年)3月

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会

【目次】

はじめに.....	1
1 世田谷区におけるこれまでの取組み.....	2
2 国や都、区における議論等の状況.....	4
3 子どもが求める居場所について.....	6
(1) 子どもを取り巻く状況	
(2) 居場所に求める要素	
4 居場所の運営における現状と課題.....	7
5 子どもの権利の拠点づくりに向けた提言.....	9
(1) 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みについて	
(2) 児童館の役割について	

資料

子どもを対象とした居場所に関するアンケート調査結果について....	13
(1) 調査概要	
(2) 調査結果	
委員名簿.....	35
検討経過.....	36

はじめに（子どもの声を聴き、ともに考え、ともにつくる居場所となるために）

今年4月に施行されたこども基本法では、「こどもの意見表明」や「こどもにとっての最善の利益」、「こども参加」など子どもの権利が基本理念として打ち出された。

全ての子どもにとって、子どもの権利の擁護が図られ、権利を実感することができる場として、「居場所」を持つことはとても重要であり、子どものニーズに応じた多様な居場所を充実させていくため、国において「こどもの居場所づくりに関する指針」が令和5年12月に閣議決定された。

世田谷区においては、これまで児童館が中心となって地域関係者や活動団体、相談支援機関等と連携・協力し、子どもの見守りネットワークの構築に取り組んできているが、こども基本法の施行を契機として、今後は、日常の場面において意見表明や参加、最善の利益といった子どもの権利を全ての子どもが実感できる「子どもの権利の拠点」をいかに充実させていくかが求められる。

本報告書は、子どもの権利の拠点づくりを推進していくにあたり、子どもの権利が擁護され、権利を実感できる場となるべく、世田谷区内の子どもの居場所が共有すべき理念や取り組むべき内容をまとめるとともに、子どもが自らの意思で行くことができる唯一の児童福祉施設であり、かつ、公の施設である児童館が今後担うべき役割を整理し、（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）の策定に向け、提言を行うものである。

※本報告書内での「子ども」と「こども」の表記の違いについて

本報告書においては、「子ども」と「こども」の2種類の表記を使用しているが、世田谷区と国、東京都においてそれぞれの条例や法律で使用されている表記を踏まえ、世田谷区に関する内容については、「子ども」、国及び東京都に関する内容については「こども」の表記を使用している。

1 世田谷区におけるこれまでの取組み

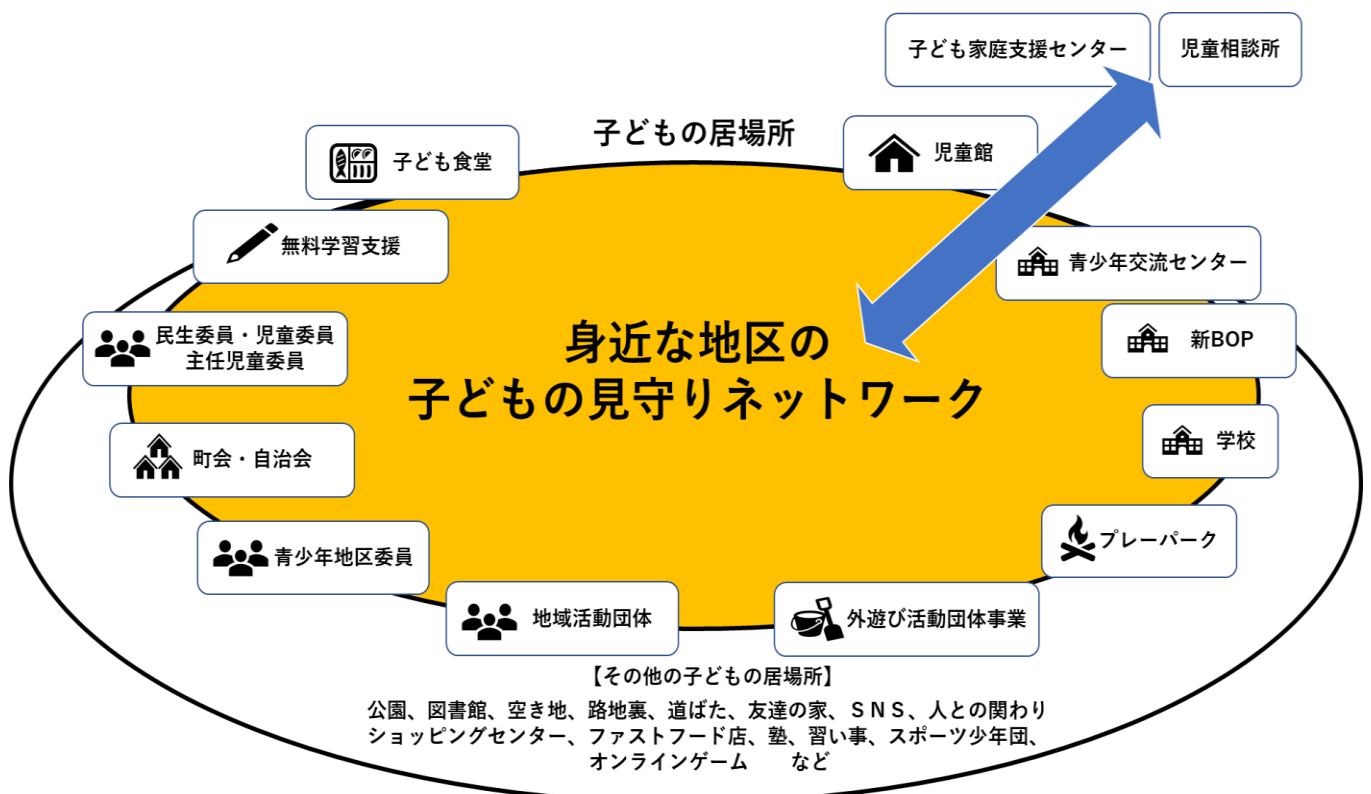
(1) これまでの取組み

区では、平成13年（2002年）に23区初となる「世田谷区子ども条例」を施行し、子どもの権利条約に掲げる理念のもと、条例で規定する「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現に向け、子ども・子育てに係る支援に取り組んでいる。

令和2年度から6年度までの4年間を計画期間とする「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」では、「子ども主体（＝子どもは、自分に関わることについて自由に意見を表すことができ、決めることができる権利の主体者である）」を計画全体を貫くコンセプトとし、子どもや子育て家庭が抱える課題が多様化・複雑化する中、子どもの成長やライフステージの変化で支援や情報が途切れないような仕組みの構築を目指してきた。その中で、児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、児童館の持つ地域関係者や活動団体、相談支援機関等との幅広いネットワークをさらに充実し、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を進めている。

こうした地域・地区における機能強化を図っていくため、児童館については、子どもに係る身近な相談を受けるとともに見守り等の支援を行う場として、区内の全28地区に設置する計画となっており、未整備地区における8地区において、これから整備を進めることとしている。

【区内における身近な地区の子どもの居場所の全体イメージ】



(2) 児童館における課題

世田谷区の児童館は、様々な遊びによって子どもたちの体験を豊かにし、子どもや保護者の悩みを受け止めながら、保護者や地域とともに子どもの成長を支え、見守ってきた。

そして、コロナ禍を通じて、地域・地区がつながって子どもを見守ることが一層難しい状況となる中、児童館では地域の支援機関や団体、人々と有機的に連携しながら見守りのネットワークを広げ、子どもや子育て家庭に対する相談支援機能の強化に取り組んできている。

しかしながら、児童館を利用しない子どもたちの情報や接点を得る機会が少ない状況にあるほか、児童館における相談支援機能は、未だ多くの区民に十分に認知されていないことが課題となっている。

一方で近年、子ども食堂や学習支援事業など地域団体をはじめとした民間主導による子どもの居場所が増えてきている。こうした中で、地域全体における居場所の質の向上を図っていくためには、児童館が中心となり、居場所同士の関係強化や子どもが居場所につながりやすくするための環境づくり、児童館が持つ見守りのスキルやファシリテーション能力の横展開を進めていくことが子どもの居場所を支える地域団体からも期待されている。

さらには、こども基本法の施行を契機として、子どもの権利を実感できる居場所づくりが求められる中、「遊び」をはじめ「子どもの意見表明」や「最善の利益」などの子どもの権利の重要性を公の児童福祉施設の立場から、地域の子どもや大人へ周知・啓発していくことが必要となっている。

2 国や都、区における議論等の状況

(1) こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月 こども家庭庁こども家庭審議会）

地域のつながりの希薄化や価値観の多様化、児童虐待相談件数や不登校、自殺者数の増加などこどもを取り巻く環境の厳しさが増す中、全てのこどもが自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長していくために、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するという理念のもと、当該指針においては、こどもの権利を基盤とした居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点が示されているほか、各自治体に対し、自治体こども計画の中にこどもの居場所づくりを位置づけ、計画的に推進していくことを求めている。

【各視点に共通する事項】

- ・こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ・こどもの権利の擁護
- ・官民の連携・協働

【こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点】

①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・災害時における子どもの居場所づくりに関する実態把握を行うとともに、そうした実態を踏まえた施策の推進が求められる など

②「つなぐ」～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。など

③「みがく」～こどもにとって、よりよい居場所となる～

- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに権利を実感できる居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。など

④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。
- ・こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

【こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等】

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要。

①地方公共団体の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。

②民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である民間団体・機関は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。地域住民は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

(2) 放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性（令和5年3月 厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会）

放課後児童クラブや児童館の喫緊の課題や今後のあり方について、こども家庭庁において継続的な議論ができるよう、現段階でできる整理を行い、今後の児童館等のあり方について、以下の内容等が示されている。

- ・こども基本法では国や地方公共団体に「こどもの意見を政策に反映する」ことを求めている。児童館がこれまで積み上げてきたノウハウ（ファシリテーションスキルや取組等）を横展開していくことが可能であり、更に児童館はこの取組を深めていく必要がある。
- ・公的施設として、民間有志によるこども食堂や学習支援等のこどもの居場所に対して、施設設備を貸し出すことのほか、遊びのプログラムの提供やボランティア等の人材養成、物資仲介等の面で積極的に支援することや、地域のこどもの居場所づくりの拠点となることも期待される。 など

(3) 東京都こども基本条例（令和3年4月1日施行）

都においては、「東京都こども基本条例」第7条において、こどもの遊び場、居場所づくりについて「都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、区市町村と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど環境の整備を図るものとする。」と規定している。

(4) 世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書（令和5年3月 世田谷区子ども・子育て会議子どもの権利部会）

これまでの世田谷区子ども条例や権利擁護を含めた子ども施策の評価・検証とともにまとめられた今後の施策展開への提言において、5つの視点のうちの1つに「子どもの居場所」を挙げ、主な内容として以下の提言がなされている。

- ・子どもの権利の視点から、「居心地がよく自分らしくいられる場所」と「自分の意見を表明し、受け止めてもらえる場所」としての「居場所」をしっかりと定義し、社会的養護の対象や不適切な養育環境にいる子ども、障害のある子ども等も含めた「すべての子ども」の「居場所」の確保に取り組む必要がある。
- ・「居場所」を運営する様々な主体や関わる人々に対して「子どもの権利」を周知して理解を促進していくとともに、ともに世田谷区の子どもに関わる仲間としてそれぞれの「居場所」が「繋がり」を持ち質の向上に努めていくべき。 など

3 子どもが求める居場所について

子どもが直面している現状や、居場所と感ずる場所として求められる要素等の実態を把握するため、区内の子どもを対象にインターネット調査（量的調査）及び対面によるインタビュー調査（質的調査）を実施し、調査結果を以下のとおり分析した。

（調査結果の詳細については、13 ページから 34 ページを参照）

（1）子どもを取り巻く状況

小学生、中学生・高校生世代のいずれも塾や習い事などで忙しい子どもが多く、新たな居場所に行く時間的な余裕がない環境にある。

一方で、子ども自身の行動範囲の中に他の居場所が無く、特に公の施設である児童館や青少年交流センターを利用しない理由として、どの世代においても「家から遠い」ことが理由の上位に挙げられている。また、居場所の情報を把握しづらい状況にあるとともに、新たな居場所を把握したとしても、その場所が安全かどうか子ども自身が判断するための材料や情報を伝える大人の存在が不足している。

インターネット空間（SNS、YouTube、オンラインゲームなど）を居場所と感ずる割合が他の居場所と比べて相対的に高く、小学生から中学生・高校生世代に年齢が上がるとその割合がさらに高くなっている。インターネット空間だからこそ自分の素の姿を出せたり、声を上げられる子どももおり、大事な空間になっている。一方で、日常のリアルな空間において生きづらさを抱えていることで、インターネット空間を逃げ所としていることも推察され、その受け皿となる居場所がリアルな空間において十分整備されていないと考えられる。

また、「ホッとでき、安心していられる場所がない」と感ずる子どもにおいては、自己肯定感を持ちづらい状況にあることや相談できる大人の存在が不足している可能性が伺える。

（2）居場所に求める要素

各調査結果を踏まえ、子どもが居場所に求める要素を空間的要素、物的要素、人的要素の3つに分類を行い、整理した。

ア) 空間的要素

自分の家のようにゆっくりしたり、好きなことができる空間を求める声が多いほか、小学生では屋内外問わず思いきり遊ぶことができるスペースに対するニーズが高い。中学生・高校生世代では、大人や小学生、乳幼児がいない自分たちだけの空間をはじめ、お金がかからない空間、自習スペース、部活やご飯を食べた後にも利用できるよう、中学生は 20 時、高校生世代は 21 時まで開いてほしいというニーズが高い。

イ) 物的要素

お菓子を含めた食べ物や飲み物がある環境に加え、ゲームや学校の宿題をするための Wi-Fi やコンセントを求める声が多く挙がっている。一方で、ゆっくりできるクッションやベッドを求める声もある。

ウ) 人的要素

小学生から高校生世代までを通じ、意見や相談を聴いて、考えてくれ、動いてくれる人を求める声が多かった。このほか、小学生では遊んでくれるスタッフがいることが多かったが、その背景の一つとして、スタッフが忙しそうに遊んでくれない状況が挙げられた。また、施設の中で禁止となっているルールについて、その理由が説明されていない状況が見られる。中学生・高校生世代においては、スタッフとの関係において頭ごなしでなく、対等な関係でいてほしいという声や、施設内のルールについては、自分たちの声を聴いてほしい、一緒に考えてほしいといった声もある。

4 居場所の運営における現状と課題

子どもを対象とした各種調査の結果も踏まえながら、日々の子どもの居場所の運営や地域・地区で子どもの見守りを行う中で浮き彫りとなった現状や課題等について、以下のとおり整理を行った。

①遊び場をはじめとした居場所の不足

上記3の子どもが求める居場所として、小学生では屋内外問わず思いきり遊ぶことができるスペース、中高生世代では自分たちだけの空間とその空間がもう少し遅くまで（20時や21時くらい）開いていてほしいというニーズがそれぞれ高くなっているが、現状においては、こうしたニーズに対応した遊び場や居場所が子どもの行動範囲の中で不足している。

加えて、子どもが安心して利用できる遊び場や居場所の情報が子ども自身に十分に伝わっていない状況も見受けられ、子どもの権利条約第31条で定める「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」を保障する環境として不十分な状況にある。

さらには、大規模災害などの非常時こそ子どもの権利が守られることが心の回復の観点からも重要であり、避難所等における子どもの遊び場の確保など非常時の子どもの居場所づくりに関して検討を進めていくことが重要である。

②子どもの声を反映する居場所運営

子どもを対象としたインタビュー調査結果では、居場所における運営のあり方やルールについて、子どもの意見をもっと聞いてほしいといった声や、禁止事項についてその理由を十分に説明されていないといった声があり、居場所によって、子どもの声を聴く文化に差がある。さらには、同じ居場所の中でもスタッフによって違いがあるケースもある。また、「話を聴いてくれるスタッフはいるが、何を言っても変わらない」という意見が小学生と中学生・高校生世代で共通して出されており、子どもの声を聴くだけでなく、動いてくれる大人の存在が十分でない状況にある。

居場所には、子どもにとってそこにいる大人に言えば、自分の提案が実現できる、課題解決につながるといったことを実感できる場であることが求められており、子どもの声を聴き、共に考え、行動に移すことの意義や重要性についても、

居場所間や居場所内のスタッフ間においても認識に差があることが伺える。

③子どものニーズを捉えた環境づくり

中学生・高校生世代の声では、18時や19時で居場所が閉まってしまうのは早いといった声が出たほか、小学生においては、帰宅せずに放課後直接児童館に行きたいという声が挙がった。

また、子どもの声で要望が高かった「食」や「家のようにゆっくりできるスペース」、「自習スペース」のほか、居場所へのアクセスのしやすさなど、現時点で子どものニーズに居場所として十分に応えることができるかという点において課題が残っている。

④居場所間の連携

居場所と感ずる場所は子どもによって様々であり、その時々的心情やニーズ、人間関係などに応じて、たくさんの居場所の中から子ども自身が選択できることが重要であるが、そのためには、居場所同士が連携を深め、顔の見える関係や互いに紹介し合える信頼関係を構築していく必要がある。

現状では、イベント等において居場所同士が連携する機会はあるものの、日常的に深いつながりを持って居場所の運営を行っている事例は少ない状況にある。

また、区内の子どもの居場所の多くを占める子ども食堂や学習支援団体などは、地域住民等が運営の主体となっている団体が多く、人員体制や財政的な面で外部との連携強化を自発的に行っていくことは難しい状況となっている。

⑤居場所全体の質の向上

子ども食堂や学習支援団体などにおいては、地域住民や地域団体がそれぞれの理念や目的を持って活動し、地域・地区の子どもの居場所として子どもたちを支えてきているが、中には、子どもの成長とともに、関わりや見守りの手法に悩み、近隣の児童館に相談する事例があるなど、スタッフの知識やスキルの向上が課題となっている。

子どもの権利の拠点づくりの推進にあたっては、各団体の理念や目的を尊重しつつも、子どもの権利が擁護され、権利を実感できる場としての居場所共通の理念の浸透や子どもの権利の理解、スタッフのスキルアップに取り組み、地域の居場所全体で質の向上を図っていく必要があるが、各居場所と連携して取り組んでいくための仕組みが整っていない。

さらには、居場所共通の理念の浸透や子どもの権利の周知・啓発の取組みを地域・地区の子どもに関わる活動団体等に広く発信し、子ども自身が子どもの権利を実感できる空間を一層広げていくことが求められている。

5 子どもの権利の拠点づくりに向けた提言

(1) 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みについて

①子どもの権利の拠点づくりに向けた共通理念の策定

身近な地域・地区に子どもの権利を実感できる居場所を充実させていくためには、子どもの見守りネットワークを構成するそれぞれの居場所が「子どもの権利の拠点」となり、子どもの権利を基盤とした運営を実践し、その取組みを地域の団体や活動、住民に広げていくことが重要である。これを踏まえ、子どもの権利の拠点における共通理念を以下のとおり策定し、本理念の共有がそのまま子どもの権利を実感できる居場所運営につながるよう取り組んでいく必要がある。

子どもの権利の拠点における共通理念

【子どもの視点から】

- ・子どもが遊んだり、くつろいだり、自由に過ごすことができる。
- ・子どもがありのままでいられる。
- ・子どもがやってみたいと思うことを応援してもらえる。
- ・子どもが信頼できる人、味方と感じる人と出会うことができる。
- ・子どもがその時のニーズに合わせて居場所を選択できる。
- ・子どもが子どもの権利を行使できる。

【居場所運営の視点から】

- ・子どもの声を聴き、子どもと共に居場所をつくることを目指す。
- ・声にならない、言葉にできない声にも寄り添い、受け止める。
- ・迷った時は、子どもの気持ちを大切にしながら、子どもと一緒に何が最善か考える。
- ・全ての子どもにとって、心身の状況や置かれている環境等に関わらず、安心・安全に過ごすことができる場を目指す。
- ・他の居場所と連携して、地域の中で共に居場所づくりに取り組むことを目指す。
- ・子どもの権利を保障する。

②居場所間の顔の見える関係づくり

心身の状況や置かれている環境等に関わらず、子どもが自己肯定感や自己有用感を高めながら、幸せな状態で成長していくためには、子ども自身が安心して利用できる居場所を複数持ちながら、その時々状況に応じて居場所を選択できる環境づくりが重要である。

子どもが新たな居場所を利用する動機付けには、信頼できる大人からその居場所が安心して利用できるかどうかを教えてもらうことが子ども自身の判断材料として大きな要素となっている。

そのため、居場所のスタッフ同士が顔の見える関係性を作ることにより、相互の居場所の取組みや雰囲気、スタッフの人柄などを十分に把握し、子どもに対して他の居場所を自信を持って紹介し合う状況を作り出していく必要がある。

③地域の居場所全体の質の向上に向けた知識やスキルの共有

子どもが安心・安全に利用できる居場所を作り、かつ、継続していくためには、上記①の共通理念の共有に加え、時代やニーズに合わせた考え方のアップデートや居場所に関わる大人のスキルアップが欠かせない。

居場所間において、子どもの権利の学習や権利の意識を高める取組みを推進するとともに、見守りや遊びを通じた気づき、中高生世代との関わり、子育て経験者のノウハウ、権利が侵害された場合の対応方法など日常の子どもとの関わりの中で活用できる知識やスキルを学び、共有できる機会を確保していくことで、地域の居場所全体の質の向上に取り組んでいくことが必要である。

さらには、子どもの権利の拠点として、各居場所が遊ぶ権利をはじめとした子どもの権利の重要性を地域に発信していくことが大切である。遊びは、子どもの生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。発信を通じて、外遊びをはじめ子どもが思いきり遊ぶことができる場や中高生世代の多様な遊びの空間など、年齢の切れ目なく子どもの居場所の創出を地域全体で支える気運を醸成するとともに、塾や習い事等で子どもが居場所に行く時間が持ちづらい状況にある中、遊ぶ権利や休む権利の重要性について、保護者に対する意識啓発につながっていくことも期待される。

④災害時における子どもの居場所の確保に関する検討

災害などの非常時にこそ、子どもの声を聴き、子どもの権利を守る居場所が必要である。居場所で自由に遊び、ホッとできることは、災害で傷ついた子どもの心身の回復を子どもにもたらす。

しかし、災害時には衣食住や大人の意見が優先され、子どもの遊びは後回しにされてしまう。保護者が生活再建に向かうためには、その間の子どもの居場所が不可欠であるにもかかわらず、多くの避難所では子どもの居場所の確保が難しい状況にある。子どもにとって遊ぶことは生きることであり、非常時であっても、避難した直後から遊び始める。その結果、これまでの災害では、遊ぶことを我慢せざるを得ない子どもたちや、周囲のまなざしを恐れ避難所から姿を消す親子連れがいることが報告されている。

区においては、平時から災害など非常時の子どもの遊び場や居場所の確保について、実態把握や検討を行うこと、避難所設営においても子どもの居場所を組み込むこと、子どもの居場所や遊びへの理解を深めることが求められる。

⑤子どもの権利の拠点づくりを評価・検証する仕組みづくり

地域全体において子どもの居場所の質的・量的な充実を図っていくためには、まずは実態把握に取り組んでいくことが重要である。その上で、上記①～④をはじめとした子どもの権利の拠点づくりの取組みを子どもの声を踏まえて定期的に評価・検証していく必要がある。しかしながら一方で、評価・検証自体が居場所の広がりや活動を阻害することがないように、各居場所の理念や独自性を尊重していくことにも配慮していかなくてはならない。こうした考え方を踏まえた評価・検証の仕組みづくりについては、国の動向を注視しながら、取り組んでいくことが必要である。

(2) 児童館の役割について

上記(1)に記載の項目を実効性のあるものとして実現していくためには、主体的に子どもと居場所または居場所間の橋渡しとなる役割が鍵であり、区内の児童館においては、すでにそういった取組みを実践している例がある。多くの居場所が人員的にも財政的にも余裕がない中、区の責務として区内の全児童館がその役割を担い、以下の取組みを進めていく必要がある。

これにより、児童館として子どもの権利の拠点づくりを一層推進してだけでなく、児童相談所及び子ども家庭支援センターと連携した相談支援・見守りのネットワークを強化していく必要がある。さらには、まちづくりセンター等との四者連携の枠組みを活用して地区の課題把握・解決に子どもの声を反映していくことにより、世田谷区の地域行政を発展させていくことが期待される。

①居場所全体の連携強化や質の向上に向けたコーディネート

ア) 身近な地域・地区の子どもの居場所の情報把握及び発信

子ども自身が多様な居場所の情報を把握できるよう、児童館は、地域・地区のネットワークを活用しながら、安心・安全に利用できる居場所の実態把握を行っていくことが重要である。その上で、地域全体で子どもをはじめ多くの人々に対して居場所の情報を発信していくためのプラットフォームの役割を担っていくことが求められる。

イ) 地域・地区の子どもの居場所のサポート

子どもの居場所が活動を継続していくためには、身近な地域・地区において時に活動を支える存在が必要であり、児童館がその役割を担うことを期待する。

児童館として、近隣の居場所への定期的な訪問活動を行い、関係強化を図るとともに、訪問先のスタッフと子ども支援について気軽に相談し合える関係性の構築に取り組んでいくことが必要である。さらには、児童館の施設や物品の貸出を一層促進していくことに加え、近隣の居場所と連携して事業を共催することを通じて、児童館が持つ多様な遊びのプログラムを提供するなど地域の居場所の活動の充実に向けてサポートしていくことが重要である。

ウ) 地域・地区の居場所の担い手を集めた情報連絡会の開催や学習機会の提供

近隣地域や地区全体の居場所間の顔が見える関係づくりに向け、児童館が主体となって、居場所の担い手を集めた情報連絡会等を開催するとともに、上記(1)③の地域の居場所全体の質の向上に向けた知識やスキルの獲得に向けた学習機会を設け、日々の運営における情報交換や課題共有のほか、区関係所管課と連携した子どもの権利学習を行っていくことが必要である。

それぞれの居場所において強みとするスキルやノウハウの共有を図っていく中で、児童館では、子どもの見守りスキル、遊びを通じた気づき、子どもの声を引き出すファシリテーションスキル等を居場所間で横展開していくべきである。

②子どもが居場所につながりやすくするための取組みの拡充

子ども自身が、その時々状況に応じて複数の中から居場所を選択できる環境づくりを進めるためには、近隣の居場所の情報発信だけでなく、子どもが安心して新

たな居場所を利用することができるよう、職員による同行支援や移動（出張）児童館の取組みは有効な手法である。

また、児童館がより多くの子どもにとっての居場所となるように、子どもにとってニーズの高い「食」をはじめとしたプログラムの実施や空間の創出に一層取り組んでいくとともに、特に中学生・高校生世代の取り巻く現状を踏まえた開館時間の延長を行うなど子どもが居場所につながりやすくする取組みを一層強化していく必要がある。

③子どもの声を反映する取組みの強化

子どもを対象としたアンケート調査やインタビュー調査では、居場所のスタッフに求める要素として、意見や相談を聴き、共に考え、動いてくれる人を求める声が小学生から中高生世代を通じて多く挙げられた。子どもの声が反映されることは、子ども自身の成功体験として自信となるだけでなく、声を上げることで何かを変えることができる気づき、そのことが次の意見表明につながる。

世田谷区の児童館においても、子どもの声を児童館運営に反映することや、子どもと共に約束事を変えていくことに取り組んできているが、改めてこれまでの取組みを振り返り、乳幼児の声を含めて取組みをさらに強化することが求められる。そして、日常の運営のあらゆる場面で子どもの声を聴くことは、子どもたちが発する様々なシグナルをキャッチするためにも不可欠である。

さらには、区内全28地区において、四者連携（まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局、児童館）による地区の課題把握並びに解決に向けた取組みがスタートしたが、この枠組みを活用し、児童館を通じて子どもの声を地域・地区の声として届け、子どもと共に考えていく仕組みを検討していくことが重要である。

④児童館職員の行動規範・指針の策定

児童館が子どもの権利の拠点であるとともに、地域の子どもの居場所を支える存在でもあり続けるためには、これまで積み上げてきた子どもとの関わりにおける考え方や姿勢を言語化するとともに、子どもの権利の拠点における共通理念を踏まえた行動規範・指針として職員全体でさらに共有・浸透を図っていくことが必要である。

行動規範・指針に基づいた児童館運営を実践していくことにより、館ごともしくは職員ごとではなく、全館共通の考え方のもとで子どもの権利を基盤とした運営や人材育成を一層推進するとともに、地域・地区における子どもの居場所のロールモデルとしての役割を果たしていくことが期待される。

【資料】

子どもを対象とした居場所に関するアンケート調査結果について

(1) 調査概要

	①インターネットによる調査 (量的調査)	②インタビュー調査 (質的調査)
調査対象	<p>①小学生 区立小学校1～6年生の子ども3,000人 低学年：1学年100人×1～3年生×5校 計1,500人 高学年：1学年100人×4～6年生×5校 計1,500人</p> <p>②中学生 世田谷区に居住する12歳～14歳の子ども3,000人(各年齢1,000人ずつ)</p>	<p>①小学生 児童館1箇所及びプレーパーク1箇所 (それぞれ5名程度)</p> <p>②中学生及び高校生世代 児童館1箇所及び青少年交流センター1箇所(それぞれ5名程度)</p>
調査方法	調査依頼文のみ学校を通じて配布(中学生は郵送)し、インターネットによる回収	調査対象施設へ伺い、インタビュー形式で実施。(スタッフはファシリテーター1名と事務局1名)
調査項目	<p>①小中学生共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後から夕方6時ぐらいまで過ごす場所(頻度) ・安心できる、ほっとできる場所(どのような場所か) ・児童館の利用頻度(利用しない理由) <p>②小学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新BOPの利用頻度(利用して楽しかったか) <p>③中学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年交流センターの利用頻度(利用しない理由) 	<p>(全調査対象共通)</p> <p>①子どものニーズを捉えた居場所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここに居たいと感じる場所はどういったところか。 <p>②子ども自身が居場所を選択できる環境づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな居場所に行ってみたいと思った時、どうすれば気軽に行くことができるか。 など
実施時期	令和5年10月	令和5年10月～11月

(2) 調査結果

①-1 インターネット調査結果 (小学生低学年)

問9. あなたは、学校に行く、月よう日から金よう日のほかどこ (学校が終わってから夕方6時くらいまで)、どこで過ごしますか。1週間のうち、どこで過ごすおおよその日数をおしえてください。(それぞれ1つずつえらぶ)

	全体 (n = 743)				単位: %
	(毎日) 週に5日	3 ~ 4日 週に	1 ~ 2日 週に	過ぎさない まったく そこでは	無回答
自分の家	43.5	19.4	20.3	7.9	8.9
友達の家	0.5	2.3	16.7	63.4	17.1
学校の学童クラブやBOPなど	20.7	16.2	16.6	38.6	7.9
じゅくや習い事、スポーツクラブの活動の場	8.2	29.7	38.6	14.0	9.4
じどうかん	0.7	0.7	8.9	74.6	15.2
公園などの外	3.8	6.2	33.1	42.7	14.3
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	0.0	0.0	1.1	83.0	15.9
としょかん	0.3	0.4	15.6	68.2	15.5
お店(ゲームセンターやハンバーガー店など)	0.0	2.0	9.8	72.5	15.6
その他	1.6	2.3	6.2	35.1	54.8

問10. あなたには、ホッとでき、安心していただけるばしょ(「ここにいたい」と感じるばしょ)はありますか。(いくつでもえらぶ)

全体 (n = 743)	単位: %
自分の家	93.0
学校	48.2
児童館	11.7
学校の学童クラブやBOPなど	32.4
図書館	25.4
その他	19.5
ホッとでき、安心していただける場所はない	0.8
無回答	1.2

問10-1. ホットでき、安心していただけるばしょ（「ここにいたい」と感じるばしょ）はどのようなばしょですか。（いくつでもえらぶ）

全体(n = 728)	単位:%
静かに勉強できる	44.0
友達や家族とたくさんおしゃべりができる	75.0
野球やサッカーなど運動が思い切りできる	33.9
一人で静かに過ごせる	41.1
自然の中で思い切り遊べる	37.9
その他	11.3
無回答	3.2

問11. じどうかんをどのくらい利用していますか。（1つえらぶ）

全体(n = 743)	単位:%
利用したことがない	35.0
ほとんど利用しない	35.4
ときどき利用する	22.6
よく利用する	5.0
無回答	2.0

問11-1. じどうかんを利用しない理由は何ですか。（いくつでもえらぶ）

全体(n = 523)	単位:%
知らない子が多いから	14.5
面白くないから	6.5
他に面白いところがあるから	16.6
人がたくさんいて落ち着かないから	8.8
行く時間がないから	55.1
その他	32.7
無回答	2.5

問12. 新BOP（区立小学校で行っているほかの遊び場のこと）を利用したことがありますか。
（1つえらぶ）

全体(n = 743) 単位:%

はい	73.4
いいえ	24.4
無回答	2.3

問12-1. 新BOPでは、どんな気持ちで過ごすことが多かったですか。（1つえらぶ）そして、なぜその気持ちになったのか理由をおしえてください。

全体(n = 545) 単位:%

とても楽しい	57.4
まあ楽しい	25.5
どちらでもない	4.8
あまり楽しくない	7.0
まったく楽しくない	3.5
無回答	1.8

①-2 インターネット調査結果（小学生高学年）

問12. あなたは、学校に行く月曜日から金曜日の放課後（学校が終わってから夕方6時くらいまで）、どこですごしますか。1週間のうち、そこですごすおおよその日数を教えてください。（それぞれ1つずつ選ぶ）

	全体(n = 717)					単位:%
	(毎日) 週に5日	3 ~ 4日 週に	1 ~ 2日 週に	過 ぎ さ な い ま つ た く そ こ で は	無 回 答	
自分の家	51.3	25.0	18.5	1.7	3.5	
友達の家	0.3	2.4	26.4	60.4	10.6	
学校の学童クラブやBOPなど	0.8	1.5	8.8	77.7	11.2	
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	13.1	39.9	31.8	11.0	4.2	
児童館	0.3	2.0	10.0	79.1	8.6	
公園などの外	2.1	11.3	38.4	40.3	7.9	
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	0.3	1.0	8.2	81.2	9.3	
図書館	0.4	1.0	12.3	76.6	9.8	
お店(ゲームセンターやハンバーガー店など)	0.3	0.6	16.3	72.9	9.9	
その他	1.0	0.7	2.2	29.1	66.9	

問13. あなたは、学校に行く月曜日から金曜日の夜間（夕方6時から8時くらいまで）、どこですごしますか。1週間のうち、そこですごすおおよその日数を教えてください。（それぞれ1つずつ選ぶ）

	全体(n = 717)					単位:%
	(毎日) 週に5日	3 ~ 4日 週に	1 ~ 2日 週に	過 ぎ さ な い ま つ た く そ こ で は	無 回 答	
自分の家	62.1	17.9	14.5	2.2	3.3	
友達の家	0.1	0.4	9.1	76.7	13.7	
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	10.0	29.6	30.8	22.5	7.1	
児童館	0.1	0.7	2.8	83.7	12.7	
公園などの外	0.7	3.2	13.4	71.1	11.6	
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	0.6	0.4	1.8	84.5	12.7	
図書館	0.4	0.3	5.0	82.1	12.1	

お店(ゲームセンターやハンバーガー店など)	0.3	0.1	8.1	79.2	12.3
その他	1.1	0.4	2.2	36.8	59.4

問14. あなたは、学校に行く月曜日から金曜日の放課後(学校が終わってから夕方6時くらいまで)、どこですごしたいですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 717)	単位: %
自分の家	84.5
友達の家	44.2
学校の学童クラブやBOPなど	9.8
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	36.8
児童館	13.4
公園などの外	37.7
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	8.6
図書館	19.2
お店(ゲームセンターやハンバーガー店など)	19.0
その他	3.6
無回答	1.1

問15. あなたには、ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はありますか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 717)	単位: %	H25年度
自分の部屋	70.3	(家庭)
家族と一緒にくつろぐ部屋	69.6	90.0
友達の家	31.1	—
おじいさん、おばあさんの家	43.4	56.6
学校の教室	31.5	—
学校の保健室	13.5	—
学校の相談室	12.1	—
学校の図書室	30.5	—
学校の体育館・グラウンド	16.5	—
学校の部屋	12.7	—
児童館	10.0	10.5
学校の学童クラブやBOPなど	7.8	7.4
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	5.6	—
プレーパークなど地域の人が開いている遊びの場所	8.1	—
図書館	22.9	—

公園	25.4	—
塾や習い事(教室)、スポーツクラブ(スポーツ少年団)	30.1	28.9
ゲームセンターやハンバーガー店などのお店	11.3	—
無料で勉強を見てくれる場所や、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所	10.2	—
悩みごとの相談にのったり、サポートしてくれる場所(電話やオンラインを含む)	9.6	—
インターネット空間(SNS、YouTubeユーチューブやオンラインゲームなど)	23.8	—
その他の場所	5.7	—
ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はない	1.1	—
無回答	0.4	—

問15-1. ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はどのような場所ですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 706)

単位:%

いつでも行きたい時に行ける	73.2
一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる	68.8
ありのままにいられる、自分を否定されない	52.8
好きなことをして自由に過ごせる	76.1
自分の意見や希望を受け入れてもらえる	46.5
新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる	40.1
悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる	33.9
いろんな人と出会える、友達と一緒に過ごせる	49.7
スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる	40.7
その他	3.1
無回答	2.1

問16. 児童館をどのくらい利用していますか。(1つ選ぶ)

全体(n = 717)

単位:%

利用したことがない	28.9
ほとんど利用しない	41.6
ときどき利用する	24.1
よく利用する	4.3
無回答	1.1

問16-1. 児童館を利用しない理由は何ですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 505)	単位:%
児童館を知らないから	24.8
家から遠いから	48.1
おもしろくないから	19.0
他にもおもしろいところがあるから	31.5
入りづらいから	16.6
知らない子が多いから	29.7
ゲームができないから	5.7
職員と気が合わないから	7.5
ルールが多いから	7.1
行きたいけど、時間や曜日が合わないから	21.2
行く暇がないから	41.2
同じ学校の子や近所の子がいるから	3.8
低年齢の子どもが多いから	10.7
その他	11.7
無回答	2.4

問17. 新BOP(区立小学校で行っている放課後の遊び場のこと)を利用したことがありますか。(1つ選ぶ)

全体(n = 717)	単位:%
はい	57.5
いいえ	41.3
無回答	1.3

問17-1. 新BOPでは、どんな気持ちで過ごすことが多かったですか。(1つ選ぶ)そして、なぜその気持ちになったのか理由を教えてください。

全体(n = 412)	単位:%
とても楽しい	48.8
まあ楽しい	28.9
どちらでもない	8.7
あまり楽しくない	7.3
まったく楽しくない	3.2
無回答	3.2

◆クロス集計(ホッとでき、安心していられる場所はないと回答した子ども 8名と全体717名との比較)

問5. あなたは、次のことをどのように思っていますか。(それぞれ1つずつ選ぶ) / 問5-4. ④ 自分自身のことがすきだ

単位:%

回答人数	はい	いいえ	ない どちらでも	無回答
717	55.0	14.1	28.5	2.5
8	25.0	75.0	0.0	0.0

問5. あなたは、次のことをどのように思っていますか。(それぞれ1つずつ選ぶ) / 問5-8. ⑧ 家族のほかに自分のことをしんげんに考えてくれる大人がいる

単位:%

回答人数	はい	いいえ	ない どちらでも	無回答
717	77.7	6.0	13.4	2.9
8	25.0	50.0	25.0	0.0

問19. こまっていることやなやんでいること、つらいことがある時に話を聞いてくれる人はいますか。(1つ選ぶ)

単位:%

回答人数	はい	いいえ	話したくない ない・だれにも話さ	無回答
717	81.0	2.5	15.1	1.4
8	50.0	12.5	37.5	0.0

①-3 インターネット調査結果（中学生）

問10. あなたは、平日（学校に行く日）の放課後（夕方6時くらいまで）、どこで過ごしますか。1週間のうち、そこで過ごすおおよその日数を教えてください。（それぞれ1つずつ選ぶ）

全体(n = 809)

単位：%

	(毎日) 週に5日	3 ~ 4日 週に	1 ~ 2日 週に	過 ぎ な い ま っ た く そ こ で は	無 回 答
自分の家	48.7	19.5	24.4	3.5	4.0
友達の家	0.2	0.9	7.5	79.5	11.9
学校(部活動など)	17.2	35.7	21.3	18.8	7.0
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	5.2	14.0	32.8	40.4	7.7
児童館	0.2	0.5	2.2	87.3	9.8
公園などの外	0.6	2.2	13.1	73.5	10.5
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	0.1	0.4	1.5	87.4	10.6
図書館	0.4	0.4	6.6	82.0	10.8
お店(ゲームセンターやファストフード店など)	0.4	1.0	15.6	71.9	11.1
その他	0.9	0.9	1.1	44.4	52.8

問11. あなたは、平日（学校に行く日）の夜間（夕方6時から8時くらいまで）、どこで過ごしますか。

1週間のうち、そこで過ごすおおよその日数を教えてください。（それぞれ1つずつ選ぶ）

全体(n = 809)

単位：%

	(毎日) 週に5日	3 ~ 4日 週に	1 ~ 2日 週に	過 ぎ な い ま っ た く そ こ で は	無 回 答
自分の家	65.9	19.8	8.0	2.6	3.7
友達の家	0.2	0.9	3.1	82.7	13.1
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	8.7	17.9	30.0	35.2	8.2
児童館	0.1	0.2	0.9	86.5	12.2
公園などの外	0.2	1.2	5.4	80.2	12.9
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	0.1	0.4	0.7	86.5	12.2
図書館	0.4	0.4	2.7	84.3	12.2
お店(ゲームセンターやファストフード店など)	0.1	0.9	6.2	80.6	12.2
その他	1.0	0.9	1.7	51.3	45.1

問12. あなたは、平日（学校に行く日）の放課後（夕方6時くらいまで）、どこで過ごしたいですか。
（いくつでも選ぶ）

全体(n = 809)	単位:%
自分の家	88.0
友達の家	23.1
学校(部活動など)	44.6
塾や習い事、スポーツクラブの活動の場	24.4
児童館	2.6
公園などの外	12.9
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	2.5
図書館	12.4
お店(ゲームセンターやファストフード店など)	18.3
その他	3.6
無回答	1.4

問13. あなたには、ホッとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はありますか。
（いくつでも選ぶ）

全体(n = 809)	単位:%	H30 年度	H25 年度
自分の部屋	82.4	75.2	74.9
家族と一緒にくつろぐ部屋	59.1	67.0	59.3
友達の家	18.9	21.1	13.6
おじいさん、おばあさんの家	29.2	37.7	23.8
学校の教室	26.8	36.4	31.1
学校の保健室	6.6	8.2	6.5
学校の相談室	3.0	—	—
学校の図書室	15.5	18.6	12.8
学校の体育館・グラウンド	13.2	—	—
学校の部屋	9.5	13.0	12.8
児童館	2.2	5.5	2.2
池之上・野毛・希望丘(アップス)青少年交流センター	1.9		—
プレーパークなど地域の人が開いている遊びの場所	2.7	—	—
図書館	12.1	11.9	6.8
公園	11.7	11.1	9.9
塾や習い事(教室)、スポーツクラブ(スポーツ少年団)	16.4	17.0	7.6
ゲームセンターやファストフード店などのお店	10.8	—	—
無料で勉強を見てくれる場所や、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所	5.4	—	—

悩みごとの相談にのったり、サポートしてくれる場所(電話やオンラインを含む)	1.1	—	—
インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)	30.3	—	—
その他の場所	4.8	—	—
ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はない	1.6	—	0.9
無回答	1.0	—	—

問13-1. ホッとでき、安心していられる場所(「ここに居たい」と感じる場所)はどのような場所ですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 788)

単位:%

いつでも行きたい時に行ける	71.1
一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる	77.7
ありのままでいられる、自分を否定されない	56.5
好きなことをして自由に過ごせる	79.6
自分の意見や希望を受け入れてもらえる	38.7
新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる	32.6
悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる	24.6
いろいろな人と出会える、友人と一緒に過ごせる	40.9
スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことができる	31.0
その他	1.9
無回答	0.1

問14. 児童館をどのくらい利用していますか。(1つ選ぶ)

全体(n = 809)	単位:%	H30年度
利用したことがない	36.0	—
ほとんど利用しない	51.2	—
ときどき利用する	10.5	10.0
よく利用する	1.2	2.0
無回答	1.1	—

問14-1. 児童館を利用しない理由は何ですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 705)	単位:%	H30年度
児童館を知らないから	17.6	—
家から遠いから	30.6	19.5
楽しくないから	24.3	11.7
他に楽しい場所があるから	44.1	30.6
入りづらいから	23.7	—
初対面の人がいるから	18.9	8.1
ゲームができないから	5.8	2.8
職員と気が合わないから	5.5	2.7
ルールが多いから	8.4	6.4
行きたいけど、時間や曜日が合わないから	10.8	—
行く暇がないから	47.1	58.9
学校の同級生や近所の子がいるから	9.1	—
低年齢の子どもが多いから	19.0	—
施設に魅力を感じないから	26.2	33.9
一緒に行く友達がいらないから	15.3	17.4
小学生が多いから	14.9	27.2
中学生向けのプログラムがないから	9.6	—
中学生向けの設備がないから	11.8	—
違う学校の人がいるから	8.2	—
その他	9.9	—
無回答	1.3	—

問15. 池之上・野毛・希望丘（アプス）青少年交流センターをどのくらい利用していますか。(1つ選ぶ)

全体(n = 809)	単位:%
利用したことがない	81.2
ほとんど利用しない	11.7
月に1~2回	4.2
週に1回	0.9
週に2~3回	0.6
週に4回以上	0.0
無回答	1.4

問15-1. 青少年交流センターに遊びにいかない理由は何ですか。(いくつでも選ぶ)

全体(n = 752)	単位:%
青少年交流センターを知らないから	71.4
家から遠いから	25.9
楽しくないから	5.2
他に楽しい場所があるから	14.0
入りづらいから	8.9
初対面の人がいるから	6.4
職員と気が合わないから	1.7
ルールが多いから	2.9
行きたいけど、時間や曜日が合わないから	5.6
行く暇がないから	19.4
一緒に行く友達がないから	5.9
違う学校の人がいるから	4.8
小学生が多いから	3.6
学校の同級生や近所の子がいるから	3.6
施設に魅力を感じないから	8.9
その他	7.0
無回答	0.7

◆クロス集計（ホッとでき、安心していられる場所はないと回答した13名と全体809名との比較）

問6. あなたは、以下のことをどのように思っていますか。（それぞれ1つずつ選ぶ）／問6-4. ④
孤独だと感じる

単位：%

回答人数	とてもそう思う 思う	まあそう思う	どちらでもない ない	あまりそう 思わない	まったくそう 思わない	無回答
809	7.3	11.9	13.3	28.3	36.5	2.7
13	38.5	7.7	38.5	15.4	0.0	0.0

問6. あなたは、以下のことをどのように思っていますか。（それぞれ1つずつ選ぶ）／問6-5. ⑤
自分自身のことが好きだ

単位：%

回答人数	とてもそう思う 思う	まあそう思う	どちらでもない ない	あまりそう 思わない	まったくそう 思わない	無回答
809	24.2	30.5	22.5	12.6	8.8	1.4
13	7.7	7.7	23.1	7.7	53.8	0.0

問6. あなたは、以下のことをどのように思っていますか。（それぞれ1つずつ選ぶ）／問6-7. ⑦
他の人から必要とされている

単位：%

回答人数	とてもそう思う 思う	まあそう思う	どちらでもない ない	あまりそう 思わない	まったくそう 思わない	無回答
809	29.9	36.3	16.6	11.2	4.6	1.4
13	15.4	0.0	30.8	23.1	30.8	0.0

問24. 今、困っていること、悩んでいること、つらいことはどんなことですか。(いくつでも選ぶ)

単位:%

回答人数	友人のこと	家族のこと	勉強や進学の こと	学校のこと	健康のこと	恋愛のこと	性のこと	見た目のこと	塾や習い事の こと	将来のこと	その他	特にな い	無回 答
809	23.1	12.4	52.0	20.8	9.0	15.0	4.1	17.9	12.5	33.7	4.3	27.3	1.7
13	61.5	53.8	61.5	53.8	38.5	23.1	23.1	38.5	38.5	76.9	0.0	15.4	0.0

問25. 自分の悩みを話す方法として、あなたはどのような方法を使いますか。最もあてはまる方法を教えてください。(1つ選ぶ)

単位:%

回答人数	直接会って話す	電話で話す	X(エックス)・旧Twitter)・ Instagram等のSNS	メールやLINE	その他	だれにも話さない・ 話したくない	無回 答
809	43.3	4.0	3.7	21.8	3.6	21.3	2.5
13	7.7	0.0	0.0	15.4	0.0	76.9	0.0

②-1 インタビュー調査まとめ

	小学生 (児童館・プレーパーク)	中学生・高校生世代 (児童館・青少年交流センター)
①新たな居場所に行ってみたいと思ったとき、どうすれば気軽にいくことができるか	<p>習い事が忙しかったり、今の場所だけで満足しているといった理由から、新たな居場所に行ってみたいという声を聞くことはできなかったが、一方で子ども自身の行動範囲の中で近くに他の居場所がない状況も伺えた。</p>	<p>部活と塾で忙しくて行くことができないという声があった一方で、近くにどんな居場所があるか知らないという声も聞かれた。</p> <p>また、距離的な近さ（自転車で片道15分程度）やお金がかからないことも重要な要素であるほか、新たな居場所が安全かどうかといった心配や信頼している人が紹介してくれば行くことができる、また普段使う居場所に来てくれた方がいいといった声が聞かれた。</p>
②ここに居たいと感じる場所はどういったところか	<p>物的要素として、主に飲み物やお菓子を買うことのできる自動販売機のほか、インターネット環境を利用するためのWi-Fiやタブレット端末の設置、コンセントの利用、ゆっくりしたりゴロゴロできるクッションや、相談相手としてのぬいぐるみが欲しいといった声が挙がった。</p> <p>空間的要素としては、屋外屋内問わず思いきり遊ぶことができるスペースを求める声が多かった一方で、静かでゆっくりできる場所や相談事が他の人に聞こえない防音仕様や部屋にすることが分かりづらいスペースといった声もあった。</p> <p>人的要素としては、スタッフが遊んでくれるほか、意見や相談を聴いて、考えてくれ、動いてくれる人を求める声が多かった。その背景の一つとして、スタッフが忙しそうに遊んでくれないことや、施設の中で禁止となっているルールについて、その理由が説明されていない状況を声として聴くことができた。</p>	<p>物的要素として、お菓子を含めた食べ物や飲み物があるほか、調理スペースを自由に使用してほしいという声が挙がった。また、ゲームや学校の宿題をするためのWi-Fiやコンセント、自習スペースが欲しいという声が挙がった一方で、ゆっくりしたりゴロゴロできるベッドが欲しいという声もあった。</p> <p>空間的要素としては、大人や小学生、乳幼児がいない環境を求める声が多かった。その理由の一つとして、小さい子がいるとどうしても気を遣ったり、面倒を見なければいけない視点になってしまい、好きなことができないという声もあった。また、施設が18時や19時で閉館するのは、中高生にとって部活が終わった後やご飯を食べた後に利用するには厳しく、中学生は20時、高校生世代は21時まで開いてほしいという声が聞かれた。さらには、目的を持たず何もしなくていい場所や静かでゆっくりできる場所といったニーズも挙がった。</p> <p>人的要素としては、スタッフとの関係において頭ごなしでなく、対等な関係でいてほしいという声や、話を聞き、動いてくれるスタッフがいることが声として多く挙がった。また、施設内のルールについては、自分たちの声を聴いてほしい、一緒に考えてほしいといった声もあった。</p>

②-2 インタビュー調査回答内容一覧（小学生）

新たな居場所に行ってみたくと思ったとき、どうすれば気軽に行くことができるか	習い事が忙しくて行けない。（週3～5日）
	今の場所だけで満足。

ここに居たいと感じる場所はどういったところか	物的要素	ジュースやお菓子の自販機が欲しい。
		ごみ箱があると食べた後のごみを持ち帰らなくて楽。
		Wi-Fi が欲しい。
		タブレットがあるといい。
		コンセントを使わせてほしい。
		テレビが欲しい。
		ぬいぐるみが欲しい。
		ゆっくりしたり、ゴロゴロできるヨギボーが欲しい。
		滑り台が欲しい。
		ボールプールが欲しい。
		音楽室に木琴や太鼓を入れてほしい。
		エスカレーターを入れてくれるとベビーカーの親子も楽だと思う。
	空間的要素	静かでゴロゴロできる場所。
		ゆっくりできて広々しているスペース
		部屋にいることが分かりづらいスペース
		カーペットにすれば汚れない。
		学校から直接行きたい。
		屋内で思いっきり体を動かしたい。
		自由に遊べる。
		友達と遊べる（鉄棒など）。
		友達とボール遊びができる。
		サッカーや野球、バスケができる。
		おにごっこやかくれんぼができる。
		遊具で遊べる場所と野球ができる場所は分けてほしい。
		ケガしない場所。
		公園や友達の家、児童館
	19時までだといい。	
	人的要素	遊んでくれるスタッフがいる。
		スタッフが遊びやすい人。
		明るい人や楽しい人がいい。
		言葉遣いが優しい。
		気を遣ってくれる。
		子ども心があるスタッフがいる。
		スタッフが相談に乗ってくれる。

		意見を聴いてくれて、考えてくれる。動いてくれる。
		怒る人は嫌だ。
		すぐ疲れたって言ったり、やる気ないスタッフは嫌だ。

今利用している 居場所について	100%中、60~80%は満足。
	スタッフがみんな忙しくて、遊んでくれない。10回のうち、5~8回は遊べない。
	スタッフが事務室でPC やっていて忙しそう。
	イベント前は特に忙しそう。
	スタッフが冷たい。関わってくれない。
	スタッフを増やしてほしい。
	スタッフがいなくて遊び道具が出せない。
	スタッフは話しやすい。
	禁止になっているルールが誰が決めたか、どういった理由で決まったか知らない。説明もない。
	せまい。
	体を動かせる場所が少ない。すぐ満杯になる。
	カードゲームは施設に置いてある物だけしかできなくて飽きた。
	自由に遊べる。
	他の子どもとも自由に遊べる。
	いろんな遊具とか広場がまとまっている。
	他にない遊具がある。
	アスレチックがある。
	焚火ができる。
	公園のネットが設置されていないところがあり、ボールが出てしまう。
	家から近い。
	週2回くらい来ている。
	施設が汚い。
	同級生がいると気まずい。
中学生が来ると遊びづらい。	

②-3 インタビュー調査回答内容一覧（中学生及び高校生世代）

新たな居場所に行ってみたくと思ったとき、どうすれば気軽に行くことができるか	遠いに行けない。自転車で片道 10 分～15 分が限度。
	自転車で片道 30 分が限度。それ以上遠いに行けない。
	時間があることやお金がかからないといった必要な条件がある。
	安全かどうか判断することができれば行ける。信頼してくれる人が紹介してくれるかどうか。
	新しい居場所の人が普段使う居場所に来てくれた方がいい。
	小学生のうちは、公園や河川敷、友達の家がメインの居場所。
	公園は混んでいる。
	集まる場所がない。
	そもそも近くにどんな居場所があるか知らない。
部活と塾で忙しくて行けない。	

ここに居たいと感じる場所はどういったところか	物的要素	飲み物や食べ物がある。
		食べることができるのは大きい。
		Wi-Fi があるのは大きい。(ゲームのほか、勉強もデジタル機器がメインの学校もある)
		Wi-Fi はほしい。
		コンセントがある。
		自習スペースがほしい。
		小さい部屋があれば話しやすい。
		ゆっくりしたり、ゴロゴロできるベッドがある。
	空間的要素	小学生がいない時間があるのが大きい。
		開設時間は今の中学生 20 時まで、高校生 21 時までがちょうどいい。
		20 時か 21 時まででは開設してほしい。
		中学生が 18 時までしか使えないのは厳しい。
		19 時で閉館するのは早い。
		21 時以降はそれ以上開いていてもやることがない。
		大人があまり来ない。
		大人が来ないカフェみたいなどころ。
		親に干渉されない。
		自分だけの場所と感じる場所。
		一人でゆっくりできる。

		好きなことができる。
		何もしなくていい場所。
		目的を持たない方がいい。
		勉強できる。
		静かな場所がある。
		お金を使わない場所。
		涼しい。
	人的要素	居場所に行く理由として、人と環境は5：5か少し人が大きいくらい。友達を含むと人の割合が大きくなる。
		仲間が変わらない。知っている仲間がいる。
		立場の上下があるけど、人との関係が対等。
		頭ごなしでなく、対等であってほしい。
		信頼できるスタッフがいる。
		自分のことを知ってくれているスタッフがいる。
		スタッフの年代は近い方がいい。
		遊んでくれるスタッフや相談できるスタッフ、盛り上げ上手など色々なスタッフがいてほしい。
		やりたいことをやらせてもらえるスタッフがいる。
		動いてくれるスタッフがいる。
		スタッフが良ければ環境・ルールを変えることができる。
		来ている人にルールを任せてほしい。
		子どもの活動を助けるくらいでいい。
		ユルさがほしい。
		自分たちの意見を聴いてくれるのはプラス。
		相談は求めている。雑談したい。
		話を聞いてくれる・話し合える。
		一緒に考えてほしい。
		自分を否定しない。

今利用している居場所について	一人で来ても誰かいる。
	呼べば誰か来てくれる。
	友達と会える。
	行くと誰か友達がいる。
	友達とおしゃべりできる。
	屋内で友達と遊べる。
	友達が行かなくなったら行かない。
	人との関係性が昔からできている。
	スタッフがいる。
	スタッフと対等の関係。
	スタッフは近所のお兄さんみたいな存在
	月一度自分の意見を聴いてくれる会議がある。その場がないと意味ない。
	否定がないのがいい。
	親に分からない。
	コロナでキッチンが使えなくなって辛い。
	コロナでこれまで続いていた雰囲気切れた。
17時までは小学生のイメージ。	
小学生がいると遠慮する。	
小さい子がいると面倒を見る視点になる。	

児童館について	児童館は小学生と乳幼児の施設と感じる。
	小さい子と接するときはダメというより代案を出してほしい。
	児童館はスマホやゲームがダメなど禁止事項が多い。
	児童館のスタッフは怒るから怖い。
	児童館は先生みたいに感じる。
	児童館には言いづらい。

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会 委員名簿

学識経験者

氏名	所属	備考
安部 芳絵	工学院大学 教授	会長
加藤 悦雄	大妻女子大学 教授	副会長
高石 啓人	日本大学 助教	

団体・区民等

氏名	所属	備考
尾崎 一美	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 地域社協課調整係長（子ども食堂運営支援団体）	
神林 俊一	世田谷区外遊び推進員	
三瓶 七重	NPO法人砧・多摩川あそび村（宿題クラブ運営）	
清水 雅人	世田谷区立山野児童館 館長（新BOPを含む。）	
下村 一	世田谷区立希望丘青少年交流センター センター長	
増田 ひろみ	世田谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
奥村 明日	世田谷区子ども・子育て会議 公募区民委員	

児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会 検討経過

時期	回数	議事内容
令和5年 10月27日(金)	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の設置 ・ 子どもの居場所の検討に至るこれまでの経過報告 ・ 子どもの居場所を取り巻く現状の課題共有・意見交換
10月～11月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学生アンケート調査（インターネット調査）及び児童館等での対面によるインタビュー調査の実施
12月8日(金)	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回の検討会を踏まえた現状の課題整理・意見交換 ・ 小中学生アンケート調査（インターネット調査）及び児童館等での対面によるインタビュー調査の結果報告
令和6年 1月12日(金)	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利の拠点づくりに向けた取組みの方向性（子どもの権利の拠点の共通理念や児童館の役割など） ・ 子どもの権利の拠点づくりに関する報告書骨子案イメージ共有
2月16日(金)	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（素案）確認
3月8日(金)	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくりに関する報告書（案）確認

No.	番号	指摘部分	指摘内容	発言者	事務局案（記載内容または考え方）
1	—	報告書全体の考え方	児童館に行っている子どもは子どもたちの中で一部だが、児童館が拠点となって中心で引っ張っていきとなった経緯や理由を知りたい。少数の人だけが関わっている児童館が拠点と言われると関係ないように感じる。	奥村委員	区内には様々な居場所がある中、公的な施設で一定数の子どもたちが行く家庭でも学校でもない第三の居場所が児童館という位置づけと整理している。
2	1(1)	子どもの居場所の全体イメージ図	その他の居場所にスポーツ少年団を記載してほしい。 家庭が入っていないので、家庭の中は自己責任のようなニュアンスを感じる。家庭はどこに位置づけなのか知りたい。	奥村委員	スポーツ少年団を追記 家庭が第一の居場所、学校が第二の居場所としており、本検討会では第三の居場所を対象に議論している。
3	1(2)	児童館における課題	「児童館が中心となり～地域団体からも期待されている」とあるが、地域団体から期待という言葉聞いたことがなく、そうだったらいいと思う反面、期待という言葉で良いのか議論したい。	神林委員	たたき台のとおり（第1回検討会において児童館への期待について各団体より報告いただいた内容を踏まえて記載）
4	2(1)④	国の居場所づくり指針における評価指標	（基本的な視点の）「ふりかえる」で、「効果的な指標は定まっておらず重要な検討課題」とあるが、効果的な指標をどう作るのかを今回の検討会で何か書くのか、来年度以降の場で話すのか？ 効果的な指標について、例えば来る子どもの数で評価してしまうと、プレーパークは大事な場所なのに人数で見ると少ないになってしまう。何をもちょう効果的とするのかは子どもの権利をベースにして議論すべきことなので、次の検討会に引き継ぐ形でこれ以上は踏み込めないかなと感じている。	神林委員 安部会長	来年度以降、評価・検証の場を設け、検討を継続していく。
5	4(3)	子どものニーズを捉えた環境づくり	「様々な面で課題が残っている」とあるが、様々をもう少し具体的に記載すると良いのではないかと。	神林委員	「食やアクセスのしやすさなど子どものニーズに居場所として十分にこたえることができているかという点」を追記修正
6	5	今後の施策展開への提言の表題	(1) が児童館行政で、(2) が児童館ではない？行政として取組むことが(1)ではないか？	安部会長	5の表題を「子どもの権利の拠点づくりに向けた提言」に修正（施策展開というと行政に特化した部分になり、民間団体を含めた取組みに関する提言とイメージしている。その中で児童館として役割を(2)で想定している。）
7			今後の施策展開とあるので、行政の施策についての内容になるのではないかと。居場所の共通理念と記載した場合、行政の施策としての理念をどう支援するのかという話になるのか？行政の施策ではないが、理念のような考え方が必要という話になるのか？	神林委員	
8	5	今後の施策展開への提言全体	居場所の機能を軸に考えていくわけだが、居場所の中の機能強化を図ることによって遊びの権利や意見表明権等の権利を実現していくのか、居場所を軸にしつつも児童館の機能を多様化させていくことで子どもの権利の実現を強化していくのか。	加藤副会長	提言内容は、国の指針等を踏まえ、地域・地区の居場所全体の機能強化を想定しており、児童館については、既に有しているソーシャルワーク機能や相談機能を強化していくことに加え、地域との連携を強化する中で横展開していくイメージで記載している。
9			提言の中に遊ぶ権利が出てきていないので、遊ぶというワードを入れていきたい。	安部会長	(1) ①の共通理念の子ども視点の先頭に「遊び」を追加。また③の権利学習の中で遊びの権利の普及啓発し、外遊びをはじめとした居場所の創出していくことについて記載。
10	5(1)①	子どもの権利の拠点における共通理念	外遊びを入れてほしい。軽視されがちだが、外は大切な場所だと思っている。	三瓶委員	共通理念を「子どもの視点から」と「大人の視点から」に分けて表記。 (1) ①の共通理念の居場所運営の視点に「子どもと共に居場所をつくる」を表記。 共通理念の子ども視点に「遊び」と「自由に過ごすことができる」を追加 加えて(1) ③において、子どもの権利の学習機会の確保を通じて、地域・地区に広く遊びの権利・重要性や遊びの概念を幅広く捉えて発信していくことを念頭に最後部分に表記。 共通理念の居場所運営の視点において、居場所の門戸を広げることを目的の一つとして「全ての子どもにとって、安心・安全に過ごすことができる場所を目指す。」を表記。 報告書内では「子どもの権利を基盤とした」という表記を用いた上で、その後発信していく過程で「こどもまんなか」の表現については考えていく。 共通理念に「子どもと共に居場所をつくる」を表記。
11			共通理念は、大人が主語でいいのか。子どもを主語にしなくてもいいのか。	安部会長	
12			2018年の児童館ガイドラインが大人の支援者側がどう姿勢であるべきかというのを書いているが、施設の基本特性のところ子どもを主語にして、子どもが自らの意思で一人でも利用することができる、子どもが遊ぶことができる、子どもが安心してつるぐことができるという書き方をしている。清水委員のとおり大人の責務として書く部分も当然あるが、子どもがこれをできるとしていくとこどもまんなかが分かりやすく伝わるかと思う。		
13			子どもと一緒に作るスタンスが大事だと思っている。特に小学生以下にとっては、遊びという言葉も居場所の中に入ってきていいのだろうと思う。	下村委員	
14			(全国の児童館が子どもの声を集めたときに) 子どもたちから出てくる夢や願いは遊ぶことが多いが、中高生になると意外と減る。遊びが多様化して、中高生にとってはおしゃべりすることが遊びかもしれないし、一緒にいるだけでも遊びかもしれない。大人から見たときに遊びに見えるかどうかは別の話だと思う。	下村委員	
15			大人から見たら無駄に見えるようなことでも、子どもの育ちにとっては大事なことたくさんあり、遊びってものをどう捉えるかということ。遊びの豊かきみみたいなものが入り込むといいかなと思った。	安部会長	
16			子どもの居場所になってしまっているト一横や一時保護所では、ト一横から子どもを引き上げて元に戻ってしまったり一時保護所で良い状態になってまた戻ってしまったりする人が多い。大きな意味で言えば、刑務所では再犯者が多い。もっと健全な明るいところが多くの子どもの居場所になるように作って欲しい。	増田委員	
17			4ページ目に「こどもまんなか」と出てくるが、子ども食堂の皆さんは子どもを中心としてこどもまんなかで考えて支援をしている。理念の中に子どもを中心にしてやっていくことを前面に出して、「こどもまんなか」をどこかに入れても良いのではないかと。	尾崎委員	
18			こども家庭審議会の居場所部会で、「こどもまんなか」は分かりづらく、何を指すのかと質問したところ「子どもの権利を基盤とした」と同義だという回答だった。子どもの権利を基盤とした居場所を文言として出している。「こどもまんなか」と「子どもの権利を基盤とした」は同じ意味ということを確認したうえで、報告書ができて広げていくにあたり「こどもまんなか」のほうが分かりやすければ使っても良いかと思った。	安部会長	
19			子どもと一緒に決めたり作っていったりする参加の考え方を入れても良いのではないかと思った。	高石委員	
20		色々な経験をしている子ども達に居場所の門戸を広げることと理解したが、そういう子たちしか来れませんよではなくて、門戸を広げて、子どもとともに居場所を作っていくようなところが大事なかなと思った。	安部会長	共通理念において、「子どもと共につくる」と「全ての子どもにとって、安心・安全に過ごすことができる場所を目指す。」を表記。	

No.	番号	指摘部分	指摘内容	発言者	事務局案（記載内容または考え方）
21	5(1)①	子どもの権利の拠点における共通理念	居場所の共通理念について、子どもたちにとって居場所はSOSを発することができたり、敷居が低い居場所になることによって、悩み事やSOSを自然と出せる場になることが大事だと思っている。そして何らかの対応に繋げていけるようにする。また、個人として個を尊重される。差別されない、表現の自由にかかわると思うが、一人ひとり個人として尊重されることが大事。あとは、さまざまな声を聞き、寄り添ってもらふことを居場所で経験することで、子どもの権利をいつの間にか自然に学べることも必要と思った。	加藤副会長	共通理念については、子どもの権利の要素を重点において表記。
22			子どもの権利をここでは行使できる、実感できる場所であるというのはとても大事と思った。	安部会長	
23			「子どもにとって何が一番良いか考える」は難しい。何が一番良いかの主観は大人になる。「今よりもより良い」や「最善」のような言葉に変えたほうが良いのではないか。	神林委員	「最善」に修正
24			1つ目に「子どもと共に居場所をつくる」とあるので、4つ目の「場を提供する」は重複になる。「場を目指す」というような言葉に変えたほうが良いのではないか。安心・安全は提供できず、子どもが安心・安全と思えるかどうかの話になる。5つ目の「環境を提供する」も子ども自身が居場所を選択できる環境は提供できないので「環境を目指す」のように変えて、1つ目の「子どもと共に居場所をつくる」とセットだろうと思う。	神林委員	居場所運営に視点からの理念について、場や環境に関わる部分は「目指す」に修正。
26			子どもたちのアンケートを見ると、自由度が高いということが書かれていて、そういうニーズがあるのであれば居場所の共通理念も子どもと一緒に作ることに絡んでくると思うが、自由度の高さを居場所の人たちが共通理解として持っているべきだということを子どもたちの声を拾って入れると良いのではないか。	下村委員	共通理念において、子どもの視点から「自由に過ごすことができる」、居場所運営の視点から「子どもと共に居場所をつくることを目指す」を表記。
27			①の最後の点について、子どもの居場所を限定しないで欲しいと思っている。不登校の子どもが増えていて、インクルーシブの子どももそうだが、決められたところにしか行けないのは子どもにとって良いことなのだろうかと思ってしまうので、前面に出して欲しい。	三瓶委員	共通理念の居場所運営の視点において、「全ての子ども」の部分に「心身の状況や置かれている状況等に関わらず」を加える。
28			居場所を限定しないことは本当に大事で、子どもたちが選べると良いと思う。せたホッとで相談をしてくれる子どもたちが遠くから電話をかけてきた場合は、私たちが出向いていくが、相談場所として近くの児童館はどうかと聞くと、いつも行っている児童館で安心するから児童館が良いと言う子どももいれば、いつも行っている児童館だから知られたくないと言う子どももいる。そうすると別の場所があることが大事なので、選べることは子どもにとって重要だと感じる。	安部会長	
29			「声にならない、言葉にできない声にも寄り添う」ときに、間違っって受け止めないように対話をする。質問ばかりだと追い詰めそうだが、分かったような気になって勝手に受け止めないように。	奥村委員	
30			5(1)③	地域の居場所全体の質の向上に向けた知識やスキルの共有	児童館が地域の人を取込むときに子育てに関わったママたちや経験のある人に入ってもらふことで、そういう少しずつの経験というのがスタッフのスキルアップということにもここに書かれているが、経験ってというのがすごく大事なことなんだろうと思う。～経験を積み重ねるほど、色んなことが見えてきたり、年を取ってくると段々引いて広い目で見られるってということもあるので、そのスキルアップの中の一つにその経験ってということも入れて頂けたら、地域みんなで支え合っていけるのかなと思う。
31	③に関して子どもの権利の理解というところがあるが、これに関して児童館で子育てをしている方たちとか、卒園された方たちの経験もここに踏まえることで、子どもの権利の裾野を広げるようなことが地域にできたらいいと思った。	安部会長			
32	5(1)④	災害時における子どもの居場所の確保に関する検討	災害時に関して、これも課題にしてもいいかなと思いつつ、ただ、災害が起これないと検討しない。災害が無い時は、子どもの居場所が必要だって何度言っても「それは必要か？」ということと言われるので、もうあの検討するのは今しかないと思う。なので、できるだけここで検討した上で、引き続き立ち上がるかもしれない評価・検証のための検討会に引き取ってもらふような形がいいかなと思う。	安部会長	「災害時における子どもの居場所の確保に関する検討」を提言として表記し、具体的な検討については次の会議体等に引き継いでいく。
33	5(1)⑤	子どもの権利の拠点づくりを評価・検証する体制の構築	「評価・検証・振り返り・好事例等の横展開」について、(2) 児童館の役割にも同じように書いても良いのではないかと強く思う。児童館によって、例えば禁止看板が子どもに伝わりやすい書き方になっている。良い事例が情報伝達されていないことが分かってきているので、好事例をお互いに伝え合う。安部会長からもあったが、新しい何かをではなく、すでにやっているのだからそれを共有していくのが大きい。	神林委員	児童館として、民間団体を含めた(1)の取組みを率先して実施していくとともに、(1)の要素を行動規範にも取り入れていく。
34			補助金をもらったり区と随意契約したりしている居場所が評価・検証されることはかなりハードルが高い。50万円とか100万円ですべてを頑張っている中で評価・検証されるプレッシャーと戦いながらやる。評価・検証はどの程度のレベルでやる必要があるのかは課題として残したほうが良いと思う。	神林委員	評価・検証の場については課題として引き継いでいきたいと考えているが、事務局としては個々の居場所を対象とするのではなく、子どもの権利の拠点づくり全体としての視点で進めていけたらと考えている。
35	5(1)⑤	子どもの権利の拠点づくりを評価・検証する体制の構築	児童館はなぜ評価・検証されないのか。特に評価されるべきは子どもたちから評価されるべきなので、直営だからこそ子どもたちから評価・検証されるスキームや文化があっても良いのではないか。それが子どもと共に作ることだと思う。	神林委員	「子どもと共に居場所をつくる」という共通理念を据えらるとともに、これを踏まえて、区や児童館として、子どもの声を館運営に反映していくことや評価・検証の取組みについて、既存の取組みを含めてどうあるべきか検討していく。
36			災害があったとき、児童館職員は各地域の子どもの居場所づくりに適任だと思う。ただ児童館は狭いので、公園や校庭等で子どもの遊び場が開かれる可能性が高いと思う。各地域の児童館職員が遊び場のコーディネートをしていく覚悟は今のうちから持っておいたほうが良いと思う。まずは各地域の児童館が何か起こったときにコーディネートする可能性があることを話し合いができればと思う。	神林委員	災害時の子どもの居場所づくりについても念頭に置きながらコーディネーターのモデル実施を行う。

No.	番号	指摘部分	指摘内容	発言者	事務局案（記載内容または考え方）
37	5(2)①	居場所間の連携強化や質の向上に向けたコーディネート	地域連携が鍵だと思う。（２）①にはコーディネートできるスタッフと書いてあるが、地域間のコーディネートを含むと思うので、普段から児童館の中にコーディネーターがいると地域連携できないため、いかにアウトリーチすることがメインになるのか、そもそも拠点として児童館にすることが必要なのか、例えばプレーパークや子ども食堂等にどれだけ出入りしているのかが、⑤災害時に直結すると思っている。コーディネートできるスタッフを新しく作る時に、一年目は自由にして、地域の人たちと交流してもらえらるコーディネーターになったら良いと思う。	神林委員	コーディネーターの業務内容については、所属児童館の子どもとの関係性を構築しながら、アウトリーチを主な事業内容としてモデル実施を進める予定。
38			施設側としては、その施設に子どもたちに来て欲しいし、いろいろな体験をしてほしいと思うが、拠点になると考えたらその施設に来てもらうことを目的にしてはいけない。子どもたちにそれぞれの居場所があってそこでいろいろ体験できるようにしていくという意味で相反する部分がある。コーディネーターの立ち位置が相反することなので、特化したコーディネーターがいたほうが児童館側の事情と地域で拠点としてやっていく事情の議論ができるのではないかと考えた。	下村委員	児童館が、身近な地区の公の児童福祉施設としてより多くの子どもに児童館に来てもらうよう取組みを進める一方で、地域・地区全体の子どもの居場所の質の向上に向けて取組むという２つの相反する役割を担っていく。
39			コーディネートができる人材を考えたときに、色々な会議に出るイメージがあるが、そうではなく移動児童館のように遊びを通して人と人を繋ぐ役割かと思う。児童館職員に新たな負荷がかかるのではなく、本来やっている遊びを通して地域の人たちを繋いでいくイメージを持ってもらうと良いのではないかと。そうすることで尾崎委員からあったアンテナ、視点を持った人と繋がることで、子どもが困っていることの背景が見える等、見え方が変わってくることもあるかと思う。	安部会長	コーディネーター事業の展開にあたっては、児童館の強みである「遊び」や「遊びを通じた気づき、ファシリテートスキル」などを活かして取り組んでいくイメージを提言の中にも表記。
40			児童館職員にかかっている負荷を軽減するために、渉外や連携の部分をコーディネーターが担うとなると、児童館内のことを分かって子どもとの信頼関係が無い人が外に出て行くことで大人との連携はできるが、子どもの連携はできるのだろうかという疑問に感じた。	三瓶委員	コーディネーターの制度設計においては、現在所属する児童館の職員としてコーディネーターを担うこととしており、子どもとの連携がある状態で取り組んでもらう想定。
41			地域子育て支援コーディネーターがひろばの拠点に必ずいるが、自分たちの拠点だけではなく地域を包括することになっているので、自分たちの拠点を紹介するのではなく、住んでいる人の地域の資源を紹介して繋ぐことが仕事になっている。そうすると、複数人いないと厳しいと思う。情報共有が必要だし、代理の人がいないのは大変。一人だと外に出て行っている間に電話がきても取れなかったり、報告書作成等の事務量が増えたりする。コーディネーターは人を固定したほうが良いのか、ローテーションにしたほうが良いのかは現場によく聞いて現場がやりやすい方法で支障が無いように、児童館職員とコーディネーターの間に摩擦が起きないようにしてほしい。大人が苦しくなると子どもが苦しくなるので、支援者が苦しくならない方法を見出してほしい。	三瓶委員	コーディネーターについては児童館に所属した上で、コーディネーターが個別に取り組む内容と館全体で取り組む内容に整理し、運営面で支障がないように取り組む想定。
42			コーディネーターは平時だけではなく緊急時にも非常に重要な役割を担うのではないかと。東日本大震災や西日本豪雨において被害が局地的だった時に、移動児童館等で普段連携している児童館同士が遊び支援にまわることで子どもたちの回復が促された事例がいくつもある。児童館にとって外に出ていき連携していくことは容易なことではないが、価値があるだろうと続けていたものが緊急時に活かされた。いいタイミングなのでぜひ検討してほしい。	安部会長	災害時の子どもの居場所づくりについても念頭に置きながらコーディネーターのモデル実施を行う。
43	5(2)④	児童館職員の行動規範（指針）の策定	児童館職員の行動規範について、児童館に限らずなければいけないと思っているのが、民間団体でも権利違反をしているように感じる団体がたくさんある。尾崎委員からあったように、設定しすぎるとできなくなる団体や言葉一つでハレーションを生むこともあると思うが、今回を機に作れる範囲で作っていくことは必要だと思う。災害時にもそのまま使えると思う。規範を設定するだけで、二次的な犯罪を防げることもある。同時に、地域の良さが失われることは避けたい。	神林委員	児童館職員の行動規範（指針）の策定により、子どもの権利を基盤とした運営を職員全体が同じ意識で共有し、児童館が地域・地区における子どもの居場所のロールモデルとしての役割を果たしていくことを想定している。
44			子ども食堂には食品の安全や衛生管理に関してはあると思うが、行動規範があるのは同じことだと思う。特別なことではないと思う。	安部会長	
45			職員の行動規範について、地域の中では経験を重ねられない。少し前は親と子が過半数いたが、今は親と子以外の方がたくさんいる。コロナで関わりがなくなり、全く子どもと接する経験のない大人がたくさんいる。地域住民がどう支えていくかとなったときに、行動規範と聞くと引いてしまう。経験がないが経験を積める場所や、子どもへの声掛けのマニュアルや研修ができれば良いのではないかと。	奥村委員	児童館において、地域との関わりの中で、共通理念や児童館の行動規範のエッセンスを地域住民が気軽に感じることが出来る機会の確保に努めていくイメージを持っている。
46	5(2)④	児童館職員の行動規範（指針）の策定	子どもたちにヒアリングしたときに、声を聞いてくれないという意見に尽きる。ご飯を食べる場所やボール遊びができない場所などの禁止事項の紙を子どもと一緒に考えて作るのではなく、大人側からのメッセージになっている。しかもそれに背景がない。行動規範に子どもの声を聴き、子どもに分かるようにフィードバックする等が落ちている。できる職員がいる児童館だけがやるのはおかしい。行動規範として全館共通で、子どもの声を聴いて共に作り、フィードバックを子どもが分かる声で伝えることを載せないといけないと思う。行動規範はアクションの部分だけではなく、考え方も含めて子どもの権利を大切にしようというマイルドな話ではなく、言語化して落とし込んでいく。言語化することと、整理する作業はやれると良いと思う。	神林委員	児童館の行動規範の策定にあたっては、子どもの声に対するフィードバックについても盛り込んでいく。